

明治初期京都番組小学校での英語教授計画の一考察： 英語教授計画に対する所論の分析と回答

A Study of English Teaching Plans in *Bangumi-Shogakkos* of the Early Meiji Era —An Analysis of and Answers to the Posed Questions

田 畑 きよみ*

TABATA, Kiyomi

1. 問題の所在

明治初期の公立小学校における英語教育¹を研究した先行研究は管見では見られず、等閑に付されてきた。当該時期の公立小学校における英語教育に関しては、小学校英語教育を射程に含む数少ない研究の1つである松村（1992）に「学制期に上等小学で外国語の一二を教えた学校はないというのがこれまでの通説」（p.66）²と述べられており、この記述を保坂（2014b）は本研究に疑義を呈する根拠の1つとしている（p.28）。しかしながら、調査により得られた史料には、明治初期の公立小学校で英語教育が実施されていたことを記録しているものがあり、筆者はそれらの史料を発表してきた。一例を挙げると、高岡市の伏木小学校に明治6年に入学した高辻喜作氏が同校の英語科で小学校入学一年目に英語を勉強したことを回顧しているが（伏木尋常高等小学校、刊年不明、p.11）伏木小学校沿革史（高岡市立伏木小学校蔵³）には英語科のことや慶應義塾出身の英語教師吉田五十穂のこと、学校所蔵の英語書籍名が記録されている。英語書籍などの「注文書」（藤井家文書、高岡市立伏木図書館蔵）もある（田畑，2014a，pp.25-26）。高辻喜作氏は英語学習時には12歳乃至13歳（学

齢の範囲内）だったことが、法輪寺所蔵史料を基に計算した結果判明した。他にも英語を教えたことを明記している史料は複数の小学校で所蔵されており、英語を学習したことを述べている伝記や回顧録などもある。

保坂（2014b）は「当事者である生徒や先生の回想があつて初めて『歴史的事実』として認定すべきではなかろうか」（p.36）と述べているが、筆者は英語教育を実際に受けた人達の回想を提示しており（田畑，2014a，p.24，p.25），そのうちの4人について、英語学習時に中学生ではなく学齢児童であったことを示す文献や史料を得ている。また、その学校は普通の公立小学校であり、保坂（2014b）の主張する「中学の予備的な学校」（p.32ほか）ではなかった。

本研究の概要を述べると⁴明治4年に京都番組小学校の学習内容について府が定めた「京都小學課業表」（京都府史料、国立公文書館蔵）に記載の「英獨語學一百言」に着目し明治初期に発行された書籍の調査をした結果、2008年10月にこの「英語學一百言」に相当すると思われる教科書『學校必用英語一百言』（1873年刊、加納陰太郎著）⁵が九州大学附属図書館に所蔵されていることを発見した⁶。同書は書名に「一百言」とある通り100語の収録英単語に日本語の意味とカタカナ表記の発音

*たばた・きよみ

埼玉大学教育機構 非常勤講師

を付した7単語暗誦用の教科書である。それより先の2008年8月31日に同書の所蔵調査のために京都市学校歴史博物館を訪問した際に、求めに応じて同書のコピーを同館に提供した⁸。2009年6月21日の学会発表時に『学校必用英語一百言』についても言及した(田畑, 2009, p.5)。九州大学附属図書館所蔵の同書には、ラベル下に所有者名らしき文字「吉田〇為」が見え、神田外語大学附属図書館所蔵のものには「内藤友吉長男内藤敦太郎」という文字が見えることから実際にこれらが使用されていたことがわかる。『学校必用英語一百言』を「京都小學課業表」に記載の「英獨語學一百言」に相当すると思われる教科書と述べ⁹、1983年時点まで銅駝中学校(明治初期の上京第三一番組小学校(銅駝小学校)の校舎を後に使用¹⁰)に、明治4年制定の京都府小学課業表にある英語教科書木版原本が保管されていたという記述も引用文献と共に紹介し(3.1.3で詳述)京都番組小学校の成立や英語教授に関して記述した(田畑, 2010¹¹, pp.28-30)。

保坂(2014a, 2014b)が先行研究と見なしている田畑(2009~2014c)に対して多くの疑義を呈している。そこで、それらに答える義務があると考え。そのため、筆者の示してきた新知見の根拠となった史料を詳述し、保坂(2014a, 2014b)の主張に対する筆者の回答を示すことが本稿の目的である。

なお、保坂(2014b)以前に田畑(2009~2014a)に対して呈された疑義の一部には簡潔に回答したが(田畑, 2015b, pp.27-32)必要がある場合は言及する。また、保坂(2014a, 2014b)の主張への回答に際し理解を助けるために筆者の既述の論文について適宜言及することもあるが概要のみにとどめる。保坂(2014b)が主要参考文献に挙げている保坂氏の発表は、口頭発表資料の方が多いため、本稿では口頭発表資料にも言及する。保

坂氏の複数の発表で内容が重複しており保坂(2012a)とそれ以前の口頭発表資料は36枚のスライドのうち4箇所を除いて内容が同じであるので、煩雑さを回避するため保坂(2012a)と表記する。また、本稿で分析して分類し、便宜上つけた番号を保坂(2014a, 2014b)の主張に回答する際に代用する。

2. 明治初期の公立小学校

明治初期の小学校教育においては、現代の状況と以下の点が大きく異なる。1.同一年齢児童による学年制ではなく実力による級別である。2.年齢や学習レベルの異なる児童を1人の教師が教える学校が多数である。3.教師の学習履歴は均一ではなく教員免許を有している教師の方が稀である。4.教師の水準が確保されていない。5.学校による教育レベルの格差が大きい。6.教科書は個人所有でなく学校に備え付けられていることが多い。これらはどれも見過ごしてはならない点である。だが、現在の枠組から判断してしまうと、これらの点を見落としてしまいがちである(田畑, 2012b, p.85; 2015a, p.2)。これらの点については、これまでも具体例を明示し既述していることである。だが、現在とは非常な違いが見られる学制頒布前後の実態に現在の基準を適用していることや過去の実態への理解不足に起因する疑義が見られるので、上記事項について、さらに多くの現存史料を基に具体的に詳述する。これらを理解すれば解決する疑義も多いと思われる。本稿では、論をまたない事項にも言及するのは上記理由による。

2.1 学力本位の進級制度

明治5年に定められた学制では、学齢については特に規定がなく¹²、進級制度も、明治初期には学力を基準にして進級した。この制度は、明治33

年8月20日の文部省令第14号第23条布達(与良, 1900, p.110)によって, 学力本位の進級制度が年齢を基準にして進級する学年制度に変わるまで続いた。学力本位の進級制度では, 飛び級で何級も同時に進級する者やあるいは逆に, 進級試験において不合格となったために落第する者もあり, それぞれの児童が所属する級はその児童の学力に応じたものであった。そのため, 同じ級に属していても児童の年齢にはかなりの幅があった。飛び級によって非常に早く進級をした人の記述は伝記や回顧録等に見られ, 澤柳政太郎は「下等五級から上等三級卒業〔上下級それぞれ八級から始まり, 進級は降順〕までは成績優秀で二年九カ月を要しただけであった(〔〕内筆者)」(澤柳政太郎, 1980, p.511)。土肥慶蔵も「3ヶ級〔下等3, 2, 1級〕を同時に明治8年12月附9歳6ヶ月で卒業(〔〕内筆者)」(武生東小学校, 1985, p.6)しており, 飛び級を許可する法規等も見られる。また上記のように進級の速度が区々である要因となる「満六歳ヨリ満十四歳迄小学生トシ…然レトモ其學術進歩之都合ニヨリテ習業其限月ヲ斟酌増減ナスコトアル可シ」という大阪府の小学規則(愛日小学校文書, 開平小学校蔵)もある。この規則は学齢制定後の明治8年1月17日に定められた。また, 入学年齢も区々で小千谷小学校史編纂委員会(1977)に記載の表「明治7年~19年, 生年別入学者数」(p.85)を例に計算すると, 学齢制定以降から明治18年まで毎年5歳の入学児童が複数名おり, 明治12年と16年には4歳児入学もあったことがわかる。さらには明治10年に広島県では3歳7か月, 大分県では3歳6か月の小学生がいた記録がある(文部省, 1879, p.254及びp.310)。このような明治初期の教育制度下では, 一律に「~級の児童は~歳である」と断じることができない。しかし「今でいう小学3年生から5年生を対象に」(保坂, 2012b, p.44; 2014b, p.26)や「進級学校への入

学は14歳以上〔実際の入学基準は年齢でなく級で規定されていた〕(〔〕内筆者)」(保坂, 2014a, p.12; 2014b, p.32)という主張がなされている。

2.2 1校当たりの教師の人数

伝記や史料には1校に1人の教師という学校の記述が散見されるが, 各地で実施した明治初期の小学校教師に関する史料調査の結果からも, 1校に1人乃至2人の教師が雇用されている小学校が多かったことを確認した。例えば, 飛騨郡代高山陣屋文書高山出張所事務文書(岐阜県歴史資料館蔵)の調査からわかった明治7年時点での高山大野郡所在の公立小学校の状況によると, 合計数は小学校20校, 教師数28人だったが, 1校当たりの教師数内訳は, 教師1人の学校が15校, 教師2人が4校, 教師5人が1校であった(田畑, 2009, p.8)。

2.3 教師の学習履歴

宮崎県を例にとると, 調査したのべ145人(うち5人は学習履歴の記述無し)の教師の学習履歴内訳は, 支那学あるいはそれに代わるもののみを修業した教師が140人, それらの修業に加えて洋算修業をした教師が16人, また英学修業をした教師は7人(洋算と英学両方の修業をした教師は4人)であった。師範学校免状の有無に関しては, 有している者は1人だけであった(設学伺, 宮崎県文書センター蔵)。これは学制頒布直後ではなく明治8年及び9年の状況である。田畑(2012b)では, 高山大野郡所在の公立小学校についての調査結果を基に「学制によって示された小学教則どおりの授業は必ずしも行われておらず, 授業は漢学修業した教師が教えることのできる範囲の内容であり, 教則にある算術を教えられる学校は2校のみであったこと, また, 教師1人の学校が大半であることから級別の一斉授業ではなく, 寺子屋で行われてきた個別授業であったことがわかる。

…当時は1校に1人の教師という学校が全国的にみても多く、他の地域でも変わらぬ状況であった」(pp.90-91)と、実際の史料を根拠として明治初期の教育事情について述べた。上記の宮崎県のほかに秋田県、愛媛県、群馬県、埼玉県、長野県、北海道で実施した明治初期の史料調査からも、学制頒布直後の教師学習履歴は漢学あるいは支那学修業と記録された教員のみが大多数という同様の結果が得られた。秋田県と群馬県の調査では、伝習学校で短期間の修業をした教師が多く存在し、教師学習履歴にも伝習学校での学習履歴が記載されていることがわかった(第五課学務掛事務簿ほか、秋田県公文書館蔵；学校設立伺ほか、群馬県立文書館蔵)。

教師のための伝習学校が設置されるようになった頃の実際の状況については、師範講習所で約90日かかる下等小学八級の教則伝習を16日間で行うとした筑摩県の通達(明治7年の「御布告留」、岐阜県歴史資料館蔵)も存在し、学習期間が非常に短く、速習で養成された教員が教壇に立っていたことがわかる。飛騨郡代高山陣屋文書の「教員受業生人名簿」(岐阜県歴史資料館蔵)からは、十代など若年の教員が増大したことが読み取れた(田畑, 2010, p.27)。

2.4 教師の水準

田畑(2010, p.9)において、小学校設置にあたって府県では既存の寺子屋を利用することが多かったことや、教則に定められた新しい学科の洋算などは旧時代の教員には苦手科目であったため教えられないケースが多かったこと、またこの事実は、多くの小学校沿革史や地方教育史に記載されていること、あるいは京都番組小学校でさえ、海後(1929)が「寺子屋式であって」(p.25)と述べていること、番組小学校の学校記念誌にも当時の公立小学校は寺子屋時代と比べて変化が無かった

(芦田, 1939, p.378, 中立百年誌編集委員会, 1969, p.15)と記述されていることなどを指摘した。

2.4.1 公立小学校設立に際しての寺子屋の扱い

伝記や学校史などに寺子屋という名称で記述されている学校は明治5年9月の布達第27号で「但筆學算術素讀授與之類モ家塾同様可心得候事」(文部省, 1885, p.304)と家塾として扱われることになった。この寺子屋つまり家塾を継承して設立した小学校について補足するために、倉沢(1963)の分類を挙げる。倉沢は「家塾の処置と小学校の設立方式」について関東府県の例を挙げ3つに分類している(pp.422-431)。このように公立小学校の設立を見ても府県に違いが見られる。倉沢の分類の第一はこれまでの家塾を全廃した型である。第二はこれとは逆に従来の家塾を小学校とした型であり、この型は、その後だんだん教則を改正して学制による小学校の体裁にもついでこうとした型である。第三は少数の公立と多数の私立という方式をとった型である(同上)。多くの自伝や回顧録には第二の型がよく見られる。群馬県の調査では伝習学校で短期間の修業をした教師が多く存在した。上記分類では群馬県は第一の型に分類される。

東京の公立小学校設立に関して「『当時迄有来ノ学舎ハ其儘相用ヒ』として少数の、マ公立と多数の家塾という方式を打ち出した」(東京都文京区教育委員会, 1983, p.115)という記述を示して、東京は他府県と異なる特徴を示していたことを指摘した(田畑, 2010, p.32)。倉沢の分類では東京は第三の型に分類される。従って、保坂(2014a, p.3)では、東京の小学校例を根拠として「小学校の定義」が述べられているが、1例を根拠に全体を定義することは誤った結論を導きかねない。

2.5 学校による教育レベルの格差

学校間による教育レベルの格差を示す1例として明治7年10月20日に提出された、煥章学校教員を派遣して助教で補充するという伺（飛騨高山陣屋文書「明治六年十二月ヨリ学校事件」，岐阜県歴史資料館蔵）を紹介する。これは、師範学校を卒業した煥章学校教員を飛騨管内の学校へ派出させ、その不足を煥章学校の五級生で補充するという提案であり、この提案は、飛騨管内の学校における教師の教授力不足を、煥章学校教員を派遣することにより補う（田畑，2010，pp.26-27）ものである。このことから、政府が四民平等の小学校の設置を目指していても、その小学校教育内容においては学校間のレベル差が大きかったことがわかる。後述するような駒ヶ根市立赤穂小学校の前身校では、簡略化した独自のカリキュラムを申請（明治六年御布告留書帳，駒ヶ根総合文化センター蔵）（田畑，2013b，p.103）していた。この赤穂小学校は、保坂（2012a，p.4）において、英語暗誦をも含む「京都小學課業表」の影響が見られると主張している学校であるが、実際は標準の学課表も教えられないという理由で「簡略化した独自のカリキュラム」を申請していたことが「明治六年御布告留書帳」には記録されていた。従って、赤穂小学校の課業表には英語が含まれていないことが判明した。

2.6 教科書事情

学制頒布当時の教科書不足の状況を示す例として、明治5年11月の「書籍寄付願（『英語箋』を含む）」（一色郷学校書籍寄付願，徳川林政史研究所蔵）や「書籍寄付の呼びかけ」（『大阪新聞』明治5年5月第6号，京都大学附属図書館蔵）などがあり、教科書不足を示す同じような事例は、枚挙に遑がない。鳥取県では「明治5年5月2日文科省へ舊藩学校在来ノ漢籍ヲ賣却シ其價ヲ以洋書

買入」れをした（鳥取県歴史 政治部 学校 明治二年～七年，鳥取県立公文書館蔵）。このように洋書を買入れるために漢籍の蔵書を持って費用を調達していたことがわかる。この記録は学習教科の比重が漢学から洋学へと移行したことも示している。生徒個人が教科書を所有するのが困難だったことは「書籍貸与に関する達（明治6年）」（愛日小学校文書，開平小学校蔵）あるいは児童の名前や書籍名，返却日等が記録された「書籍貸与簿（明治8年5月）」（長野県立歴史館蔵）からわかる。手書きの教科書『単語篇』（1873年筆記，岩崎助信）（伊那市立高遠図書館蔵）や明治6年に小学校に入学した正岡子規（松山市教育委員会文化教育課，1979，p.27）の小学校時代の手書きの教科書「幼學問題」（松山市立子規記念博物館蔵）も現存している。これらの史料が示すように当時の出版事情は現在とは大きく異なる。例えば，宮永（1999）は，明治4年の南校の貢進生が，辞書がないことに苦勞したことに関して「学校に備えつけてあるウェブスターの辞典から，一字一語を写しとるしかなかった」（p.199）と述べている。明治4年は英語暗誦が記載されている「京都小學課業表」が制定された年である。

田畑（2013c）で明治初期の教科書事情の理解のために当時の教科書の価値を述べた。明治初期の教科書は「自由発行，自由採択，自由価格」だったこと（石川，1984，p.160）や書籍を個人所有できるようにになった後年でも教科書は貴重で古本が使用されていたことを述べ，古本教科書使用率が，年度によって異なっているが約20～31%だった（同上，p.163）ことを紹介した（田畑，2013c，p.4）。教授法の面からも検討し，教授法を指導した書籍である『入門改正小学教授法』には，掛け図を使用しての指導法の様子が描かれており（山崎，1876，p.8），『師範学校小学教授法』（1873年刊，田中義廉，諸葛信澄撰）（東京大学附属図書館

蔵)に詳しく示されている指導方法も、教科書を用いないものであり、同書には指導方法が図示されているが、それらの生徒も教科書を用いていないということを指摘した(田畑, 2009, p.6)。

それを裏付けるように、梅村(2006, p.6)に記述された大矢知学校では、明治7年当時の教科書は学校備え付けであり、生徒個人は所有していなかった¹³。学校運営費は限られていたため、県に「書籍払い下げ願」を出し安価で教科書を調達していた(田畑, 2009, p.6; 2010, p.63)。前述のように当時は教科書が自由価格だったため、梅村(1997, p.38)には学区取締の丹羽誠一郎が各書店の教科書価格を調べて書上げ比較し大矢知学校での限られた予算での教科書購入に奔走していた様子が詳述されている。先述した史料や大矢知学校での教科書購入状況を考慮すると、教科書をただ購入しただけで使用しなかったということは考えられない。だが、保坂(2014b)は以下のように主張している。

明治初期に英語の教科書、参考書を学校で購入した例は珍しくない。

当時の小学校の中には、英文学者西脇順三郎の出身で有名な小千谷小学校が明治7年に『英吉利単語篇』という英語教科書を購入したように、明治7年に『英吉利単語篇』を購入はすれども英語教授の実績がない学校が他にもある(『豊浦小学校百年史』, p.216)。これは、当然と言えば当然であり、学校図書として購入しただけである。(p.34)

「学校に備えつけてあるウェブスターの辞典から、一字一語を写しとるしかなかった」(宮永, 1999, p.199)時代、あるいは鳥取県では漢籍の蔵書を買って洋書を買入れる費用を調達していた時代から僅か数年後、正岡子規が手書きの教科書で学習

していた時代に「英語の教科書、参考書を学校で購入した例は珍しくない」(保坂, 2014b, p.34)と現存する史料と大きく異なる主張をしている。

しかも、その具体例の根拠は不明であり以下のように引用に該当する記述は見当たらなかった。さらに「当然と言えば当然であり、学校図書として購入しただけである」と述べているこの保坂(2014b)の主張に関する記述は「英語教授の実績がない学校が他にもある」と主張している豊浦小学校百年史編集委員会(1972)のどこにも見られなかった。小千谷小学校については引用元が記述されていない。小千谷小学校に関する文献や史料などを調査したが、どの文献や史料にも該当の記述がないのは同様だった。以下に述べるように、両校の学校記念誌に記述された学制当初の学校用図書の状況は、むしろこの保坂(2014b)の主張を疑問視させるものであった。

小千谷小学校史編纂委員会(1977)の記述：

- ・学校備付の図書を見ると、その時代の教育内容や教員の研修事項を知ることができる(p.93¹⁴)。
- ・この購入費の合計額が…この年の全学校経費の一三%を占めている。新しい教育内容の摂取と教育方法の研究に、いかに力を入れたかがうかがわれる(p.95)。

豊浦小学校百年史編集委員会(1972)の記述：

- ・教科書。これもまた指定されたもの一部だけでも手に入らず多くは当初は寺子屋本・塾本等で間に合せた。…教科書は揃わず、従って単語図、連語図の掛図は教室に一つあれば足るが、それも仲々¹⁵配付されぬ。いわんや一人一冊を目的とする教科書はなお更のこと、塾本や寺子屋本は止むなきことながら、これは廃本にして新教科書に就かせねば、学制の本旨に背くことになるとあせりながら後れに後れる。ようやく配布があっても冊数が足らん…(p.191)。

- ・右のものに軌を同じくするもので書名の異なる

ものに、○西洋事情…等があるが、いずれも入手ほとんど不可能。一、地方の書林にない。一、京阪に注文するも各県が買占め、手後れ (p.215)。

・次に最も困難を感じたのは書籍その他学用品の不足であった。当時、小学校の教科書として必要な書籍は別に記すことにするが地方の書林(店)では手に入らなかった。…このように山口県における教科書の印刷は、眉に火のついたほどに急がれて、学務担当の役人の当事者はあわてたと思われる (p.219)。

以上のような記述から、どんなに苦勞して入手したかが容易に察せられる教科書を「使用しなかった」「購入はすれども英語教授の実績がない学校」(保坂, 2014b, p.34)と断定できるか疑問に思う。前述したように、この保坂(2014b)の主張は引用元の豊浦小学校百年史編集委員会(1972, p.216)に記述がなく小学校における調査でも、保坂(2014b)の主張『英吉利単語篇』を購入はすれども英語教授の実績がない』ことを示す史料は存在しなかった。さらには、「明治7年に『英吉利単語篇』を購入はすれども」(同上)と主張している書籍リストは豊浦小学校が購入した書籍リストとは記述されていない。「明治七年七月 小学校需品の分配長官布達」とある書籍リストであり、山口での掛図の分配方法などが記されている。すなわち、この『英吉利単語篇』は豊浦小学校が購入したのではなく、同校に分配されたとも記述されていないのである。

また、上記の豊浦小学校百年史編集委員会(1972)に記載の書籍リスト(pp.216-217)や「各級読物代用書籍概表」に記載の書籍名からも明らかであるが、現代の我々が教科書として考えるものと当時使用された教科書は必ずしも一致しない。これらの実情を考慮すると、英語教科書がないことを根拠としての保坂(2012a)の主張「実際は[英語の]授業が行われていないのでは?教科書が

ない(資料10) ([]内筆者)」(p.4)は支持できない。資料10にその現存していない「当時の教科書、教授用参考書」として挙げられている銅駝小学校所有の『英学必携』(山田正精訳, 1872年発行, 玉山堂)は調査の結果、現存していることを筆者の発表で示した(田畑, 2013c, p.4; 2013d, p.95)。

3.保坂(2012a, 2012b, 2014a, 2014b)の分析結果とその類型化

保坂(2014a, 2014b)は、本研究の研究成果に疑義を呈しており、これらは本研究論点の妥当性に関わるため、それらの主張に回答するべく、まず、本章において保坂(2012a, 2012b, 2014a, 2014b)の分析から始める。これは、保坂(2014a, 2014b)が呈している疑義に回答するための先行的分析である。主な分析結果例を下記に列挙し、その後、その類型を基に例えば(分類番号 3.1.1 I 記述の存在しない文言や内容を引用)のように表示し、保坂(2012a, 2012b, 2014a, 2014b)の個々の主張を検討する。なお、その分類番号を上記主張の理解を容易にするために使用する。保坂(2014a, 2014b)の主張を理解するためには、その研究手法や判断基準を把握することが必須である。その前提がなければ、筆者の研究に対する保坂(2014a, 2014b)の批判内容を誤って判断する懸念があると考ええる。保坂(2014b)は「京都の番組小学校…」と小学校というタイトルだが、中等教育機関も対象としており、京都というタイトルだが、それ以外の地域も含んでいる。そのため、本研究は初等教育機関が対象であるが、本稿では中等教育機関についても検討し、京都以外の地域について言及する理由は保坂(2014b)に回答するためである。保坂(2012a, 2012b, 2014a, 2014b)の複数の名称の間違い、引用文言の表記の間違いあるいは参考文献表示の間違いやそれら

が抜けていることなどの問題点は省略する。

3.1 論拠の妥当性

本研究と保坂 (2012a, 2012b, 2014a, 2014b) の研究とでは研究手法や判断基準が大きく異なる。1 例として、以下のように保坂 (2014a) は、菊地純 (2004) 「西京伝新記」『開化風俗誌集』岩波書店、吉村康 (1986) 『心眼の人山本覚馬』恒文社、西川祐子 (1986) 『花の妹：岸田俊子伝』新潮社などの小説を論拠としていることが挙げられる (田畑, 2015b, pp.29-31)。上記 3 冊はいずれも小説であるが、『西京伝新記』『心眼の人山本覚馬』や『花の妹：岸田俊子伝』が小説であることに言及しておらず、また他の資料や文献は示さずに、小説中の記述のみでそれらを「ノンフィクションとして価値の高い資料」や「証言」と主張したり「論拠」の引用元としたりする手法である。保坂 (2014a) の主張では「西京伝新記」はノンフィクションであり、『心眼の人山本覚馬』における記述は「証言」である。そこで、一部は既述したものもあるがこれら 3 小説の各々の内容を検討し、分析する。

3.1.1 『西京伝新記初編』

菊地純 (2004) 「西京伝新記」『開化風俗誌集』岩波書店。を「ノンフィクションとして資料価値が極めて高いと思われる」と記述している保坂 (2014a, p.6) には引用方法などに以下の 6 点の問題点が挙げられる。

分類番号 3.1.1 I 記述の存在しない文言や内容を引用

保坂 (同上) に「3. 先行研究 [=筆者田畑の研究] からの示唆、新資料紹介、裏付け調査の重要性、『西京伝新記初編』」(p.5) と記述されている同書は「ノンフィクションとして資料価値が極めて高いと思われる (p.430)」(保坂, 2014a, p.6)

と引用ページが示されている。しかしながら同書の p.430 にも、それ以外のページにも「ノンフィクションとして資料価値が極めて高いと思われる」に相当する内容は記述されていない。もし、その文言が保坂 (2014a) の意見であったとしても、それを裏付けるような記述は同書にはない。

分類番号 3.1.1 II 用語の誤使用：ノンフィクション

菊地 (2004) には「無論本書は漢文戯作である」(p.430) という記述が見られる。『広辞苑』に「戯作」とは「江戸中期以降、主に江戸に発達した俗文学、特に小説類」と定義されている (新村, 1986, p.745) ように、『西京伝新記初編』はあくまでも小説であり「ノンフィクション」ではないので「ノンフィクションとして」という前提が成立しない。小林勇教授 (神戸親和女子大学) のコメントに対して信頼できるものと保坂氏が思うのであれば、校注者の小林教授が「漢文戯作である」と判断しているのであるから、保坂 (2014a) は「フィクション」と書くべきではないだろうか。

分類番号 3.1.1 III 原書に拠らない問題：「漢文」表記によるリアリティの問題

保坂 (2014a) は「授業内容、試験の様子等リアルな記述がなされている」(p.6) と主張しているが『西京伝新記初編』の原書 (東京大学付属図書館蔵) は保坂 (2014a) が参考にした漢文仮名交じり文に書き直されたものとは異なり「漢文」で書かれており、リアルな記述とは判断できない。

分類番号 3.1.1 IV 文意を変えてしまう問題点：引用文に加筆すること

『西京伝新記初編』の原書は漢文であるが、保坂 (2014a) が参考にしたものは、書き直された文であり校注を施されたものである。その上、校注にあたり校注者小林勇氏が「…英語を使うことか」(菊地, 2004, p.243) と推測にとどめていることをも保坂 (2014a) は「簡単な英語で話していた」(p.7) と断定し、さらには『西京伝新記

初編』の本文にも訳注にも見られない「簡単な」という表現を加筆している。書かれていない文言を加筆することは、そのことにより、文意を変える危険性がある。

分類番号 3.1.1V 文意を変えてしまう問題点:一部のみの抽出引用により文意が変わること

保坂 (2014a) は「彼の授業は『詞弁明爽、舌鋒極めて鋭し』(p.244 マ, 実際は p.246) とあり、聞く生徒は感嘆したとある」(保坂, 2014a, p.7) と記述している。しかし、全体を読めば、これは授業ではなく、「彼」は「テツマツカヒ=奇術師」に譬えられており、看銭つまり木戸銭が要求されないのは五十銭の税すなわち小学校費用を納めた理由によるものだという批判的な文意が続いている(菊地, 2004, p.246) ことがわかる。記述の一部のみが抽出されているため、同書の著者の意図が変えられている。

分類番号 3.1.1VI マクロな視点の重要性:全体を視野に入れるべきこと

保坂 (2014a) は『西京伝新記初編』に「英語の授業に関する記述なし」(p.7) と述べて問題としているが、同書は学校に特化して書かれたものではない。そのため、学校についての記述には全体の一割しか割かれていない。それが理由で、内容について詳述されていない可能性が考えられる。一部のみで判断するのではなく全体を視野にいれて判断するべきである。さらに、著者の菊池三溪(=菊地純)は「明治 20 年 6 月調査の大阪尋常中学校一覽略」(大阪府立北野高等学校蔵)に教師として記録がある。教師としての同氏の学業欄には「支那學修業」のみが記述されているように菊池三溪は漢学者である。明治初期の漢学者と英学の関係も考慮に入れるべきである。

問題点を要約する。保坂 (2014a) は「ノンフィクションとして資料価値が極めて高いと思われる」との主張だが、本研究の基準では「作品内容

と符合する史実を、他の史料などを通じて復元」(石山, 2016,p.1) できず、また論拠の示されていない小説が資料として価値があるとは考えていない。その上、保坂 (2014a) は「ノンフィクションとして」と主張しているが、同書は「フィクション」である。また、引用文献に書かれていないことを加筆することや書かれていることの一部のみを引用することも文意を変えてしまうことに繋がる。小説が新資料であると主張するには引用の方法に問題があり、小説の内容そのものも十分であるとは言えないと考える。以上のように実際の『西京伝新記初編』の内容とは異なる解釈が保坂によってなされている以上、同書は「資料価値が極めて高い」と主張されても俄かには信じ難い。

3.1.2 『心眼の人山本覚馬』

保坂 (2012a, p.3, p.13) では「榎村が山本覚馬の意見を一番参考にしたとの証言あり」と「証言」の根拠として、あるいは保坂 (2012b, p.45) では記述の根拠として、吉村康 (1986) 『心眼の人山本覚馬』恒文社。を引用している。同書は、青山 (1996) に「最後に、覚馬を主人公にした小説に、吉村康『心眼の人山本覚馬』(恒文社、一九八六年)があることを記しておきたい」(p.6=最終頁)と『心眼の人山本覚馬』が「小説」であると明記されているように、その内容は小説である。『心眼の人山本覚馬』は小説であるため、保坂 (2012a, p.3, p.13) が「証言」と主張している文言の論拠が示されていない。論拠の明示できない、虚構である小説に書かれたものを「証言」と主張するのは無理がある。この問題点は以下である。

分類番号 3.1.1I 用語の誤使用:証言

保坂 (2012a, p.3, p.13) は小説に書かれたフィクションの世界の記述を「証言」と定義してい

る。しかし「小説」とは「作者の構想のもとに、作中の人物・事件などを通して、現代の、または理想の人間や社会の姿などを、興味ある虚構の物語として散文体で表現した作品」(小学館大辞泉編集部, 1995, p.1793)である。従って「虚構の物語」の中にある記述を学術論文において「証言」と主張できるとは思わない。

3.1.3 『花の妹：岸田俊子伝』

西川祐子(1986)『花の妹：岸田俊子伝』新潮社。は保坂(2012a, p.4)での記述「岸田俊子の伝記から 小学校入学1年後に中学へ」の参考文献に挙げられている。だが同書は著者である西川氏自身が『花の妹：岸田俊子伝』は小説であると明言している(2012年9月30日談)。保坂(2012a, p.4)は「実際は授業が行われていないのでは？岸田俊子の伝記から」と主張しているが、小説である同書に根拠が明示されていないのは上記の小説と同様である。

西川氏が『花の妹：岸田俊子伝』の新聞連載をはじめの前に「俊子のてがかり教えて下さい」と新聞読者に呼びかけて得られた情報に「明治四年に京都府がつくった小学課業表に載っている教科書、参考書の類が木版の原本で、資料室にぎっしりと残されている」というものがあつたと記述されていた(不二出版編集部, 1986, p.2¹⁵)。そこで、筆者はこの記述の詳細を知るために数年調査を行って来たが、同書の著者である西川氏から直接詳細を確かめることができた(田畑, 2013b, pp.96-97)。

これは、新聞に掲載した質問に対して新聞読者が提供した明治初期教科書の情報の真偽を確かめるために、西川氏が銅駝史料館を訪れ新聞記者立ち合いの下で確認したものであつた。確認できたため出版されたのが上記の不二出版編集部(1986, p.2)に記載されたものである。その出版された「明

治四年に京都府がつくった小学課業表に載っている教科書」という記述について筆者が西川氏に書簡で確認したところ、2012年9月19日付けの書簡で「英語教育については、英語単語、単語の指示物の絵、日本語がならば木版の教科書が残っていて、そこに生徒がしたらしい落書きがあつたように覚えています。」(田畑, 2013b, pp.96-97)との回答を得たものである。これだけの工程を踏んで確認したものであり、活字として出版されたものだけでも十分な信憑性があるが、念の為に確認作業を行った。なお、この「英単語を学ぶための教科書」(田畑, 2013b, p.97)は『学校必用英語一百言』とは異なる英語教科書であることを田畑(2013c)で述べ、田畑(2015d)では以下のように記述した。

番組小学校の1つ上京第31番組小学で使用されていた英語教科書を実見した西川祐子氏から『学校必用英語一百言』とは異なる英語教科書の証言を得ることができ(2012年9月19日付けの書簡)、同校の教授用書籍『英学必携上下』(1872年刊, 山田正精訳)(銅駝史料館蔵)の現存も確認できた。(pp.84-85)

銅駝史料館で現存を確認した「教師教授用書籍」『英学必携』(銅駝史料館蔵)については筆者は「教科書」と記述したことはなく、田畑(2010, p.29; 2013b, p.96; 2013d, p.95; 2014a, p.23)に「教師教授用書籍」と明記している。

以上の分析を小括すると、いずれの小説に関しても、裏付け調査の重要性を強調する保坂(2014a, 2014b)の主張とは大きく矛盾するものである。小説は虚構なのであるから裏付け調査の手段がない。小説が参考となる可能性もある。しかし、これらの小説がその例に相当するとは思えず「戯作自体が虚構である限り、作品に表現された事柄を

史実そのものと解釈することはできない」(石山, 2016, p.1) ののではないだろうか。主張の論拠が小説であることを明らかにせず, その裏付けとなる史料も伴わない手法には問題があるのではないだろうか。

3.2 文意を変えてしまう問題点: 引用文から必要部分を削除すること

保坂 (2014a) は田畑 (2013b, p.94) が引用した記述から必要部分を以下のように削除して記述している。

資料5 小学校の定義

○三重県津市養正小学校の場合

田畑 (2013) は, 小学生 24 名が明治 6 年 5 月 4 日に英語の試験を受験したとしている (p.94)。『養正創立六十周年記念号』(現在の津市立養正小学校) にはそう書かれているが, これは小学校内に設けられた英語科の生徒のことではなからうか。(保坂, 2014a, p.12)

だが, 田畑 (2013b=上記の田畑 (2013)) は以下のように「英語科」については明記している。

また, 三重県の第三番中学区小学第一校では**英語科が置かれ**, 明治 6 (1873) 年 5 月 4 日に 24 名の生徒が英語の試験を受験している (養正小学校同窓会, 1933, p.25) (太字筆者)。(p.94)

この英語科のことは『養正創立六十周年記念号』に記述されており, 上記のように田畑 (2013b) は正しく「英語科」のことを記述している。つまり, 保坂 (2014a, p.12) は田畑 (2013b) が明記している「英語科」のことには触れず「これは小学校内に設けられた英語科の生徒のことではなからう

か」と保坂氏自身の意見として表記していたと判明した。

3.3 対象者そのものを変えてしまうこと

保坂 (2012a, 2014a) には, 文意ではなく「人」そのものを変えてしまう例も見られる。これは既述したので, 要点だけを述べると明治 6 年 2 月の「市中小校歐學臨校假則」の学生リスト (京都府史料, 国立公文書館蔵) に記載の英語教授担当学生「富嶋之美」を「富島三美」や根拠は不明だが「富島元美: 京都府立測候所長」(保坂, 2012a, p.17; 2014a, 頁なし) としている。だがいずれも間違いで, この「富島元美」は, 明治 6 年当時は改姓前の名前「根岸元美」だった別人である (位勲, 京都府立総合資料館蔵)。重久 (1976) が「富嶋元美」という表記を採用しているにしても (「位勲」には富島元美と記述されている)「府立測候所長となった」(p.90) と記述しているのだから, これは別人の元「根岸元美」のことを指していることに変わりはなく「富島元美: 京都府立測候所長」が英語教授担当学生だったという主張はできない。

3.4 調査結果そのものを変えてしまうこと

保坂 (2012a, p.4) で, 英語暗誦も含む「京都小學校課業表」の影響が見られると主張されている赤穂小学校のカリキュラムは前述した (2.5 参照) が, 同校の史料を調査した折に上記主張に関して次のことが判明した。保坂氏からの問い合わせに回答するために, 同校が学校記念誌編集担当者に再調査を依頼した結果は「英語教育はなかった」だった。それにもかかわらず保坂 (2012a, p.4) は反対の主張をしていたことが判明した¹⁶。なお『赤穂小学校百年史』(赤穂小学校百年史編纂委員会, 1972) については, 山本 (1992) が「長野県の小学校史は史料批判にたえるものが多い。たとえば…『赤穂小学校百年史』」と評価している

(p.35) ものだが、同書にも英語教育に関する記述はない。

3.5 主張の根拠が明示されていないこと

保坂 (2012a, p.6) は京都番組小学校での英語教育について「京都の番組小学校で明治4年8月から明治7年1月まで「暗誦」で教えていたという記録はあるが、それは予定であったのでは」「文部省の強い指導により実際に教える前に教育課程を改めさせられたのでは」と述べ、保坂 (2014a) でも、「当初、英単語を教える計画があったが、文部省による学制の強制により実際にはほとんど教えられなかった」(p.7) と断定している。だが、その根拠は明示されていない。田畑 (2009) 以来の筆者の京都番組小学校での英語教育に関する発表は資料批判を行った上での史料等に基づくものであり、文部省への報告書 (明治6年3月22日) に京都府小学校での「語学教授」が記述されている京都府史料 (国立公文書館蔵) を論文で既述している。

3.6 間違いのある論文主張を論拠としていること

「神奈川県の郷学校を調査した田中 (1988) も、『洋学そのものが実際に教えられたかどうかは疑問である』(p.95) と述べている」(保坂, 2014a, p.10 ; 2014b, p.33) と引用があるが、この田中 (1988) の主張の論拠の間違いなどは、小島資料館所蔵史料の調査結果や、田中が引用している文献に該当の文言がないことを示し、田中 (1988) の記述が間違っていることを指摘した (田畑, 2010, pp.4-5, pp.21-22 ; 2014b, p.76)。保坂 (2014a, p.10 ; 2014b, p.33) は田中 (1988) の間違っている主張を根拠に筆者の主張に疑義を呈していると判明した。

3.7 裏付け調査の重要性

上記のように、間違いのある論文主張を根拠としていることは、保坂 (2014a, 2014b) が強調している裏付け調査の欠如を明示していると言えないであろうか。このように保坂 (2012a, 2012b, 2014a, 2014b) の主張には裏付け調査の欠如に起因するものが見られる。他の例を挙げると、分類番号 3.4 調査結果そのものを変えてしまうことで述べた赤穂小学校 (長野県) と同様に、保坂 (2012a) では若松県 (福島県) の課業表にも、英語を含んでいる「京都小學校課業表」の影響がある (p.5) と主張している。この2校に関する保坂 (2012a) の主張の裏付け調査を長野県では3回、福島県では2回実施した。しかしながら、保坂 (同上) の主張を裏付ける文献や史料は見つからなかった。このことは保坂 (同上) の裏付け調査の欠如を示している。これらは、分類番号 3.5 主張の根拠が明示されていないという問題点も含んでいる。

3.8 比較する対象の条件を揃えるべきこと

明治初期には小学校の定義が明確ではなかったために、在籍生徒の年齢層に幅があった学校も多かった (田畑, 2010, p.16, pp.31-32, p.36, p.41 ; 2012b, pp.85-86 ; 2013a, pp.149-150)。そのような状況であっても、小学児童とそれより年長の生徒に対する英語教育を同レベルとして比較することはできない。明らかに両者は発達段階が異なるのであるから、自ずと英語教育内容も異なると思われる。

京都番組小学校児童の本稿対象時期の年齢は8歳くらいから15歳くらいまでである。これは、明治3年11月制定の「小學校規則」(京都府史, 京都府立総合資料館蔵) に「子弟凡八歳ニシテ小學ニ入り」とあり、同年同月の告示に「學童十五歳ニシテ小學之事訖リ」と記載されていることからわかる。ところが、保坂 (2012a) は、8歳く

らいから 15 歳くらいまでの児童が対象である京都番組小学校での英語教育の研究に、14 歳以上を対象とした中等教育機関である山口県鴻城学舎、山口県巴城学舎や静岡県小学集成舎変則科を例示している。年齢層の異なる学校を同レベルで論じることにはできないと考える。

保坂 (2012a, 2014a, 2014b) は、小学校と言う名の下に在籍生徒の年齢層や学習内容を考慮せず、14 歳以上対象の上記の山口県鴻城学舎、巴城学舎や静岡県小学集成舎変則科も小学校として対象にしている。このことは小学校と言う名称のみで一括りにしていると言えないであろうか。この点が本研究と保坂 (2012a, 2014a, 2014b) との大きな違いのひとつである。

なお田畑 (2009~2017) においては研究対象時期及び研究対象を明示している (註 1 参照)。明治初期には小学校に相当する学校の名称も定まっておらず、小学校、郷学校、郷学、義校、小校、小学所、小学館、啓蒙所、学舎、小学舎、館など多様な名称が使用されていた (田畑, 2010, p.8 ; 2012a, p.101) ため、教育機関の内容や在籍生徒の年齢等を考慮した上でそれらの教育機関が初等教育機関に相当するかどうかを判断して調査対象に含めている。このように、本研究においては研究開始当初から一貫して小学校についての定義を明確にしている。従って明治初期は小学校と言っても「一括りにはできない」(保坂, 2014a, p.7) という示唆は田畑 (2009~2014c) には全く該当しない。

3.9 論理の矛盾

保坂 (2014b) の「文部省の示した小学教則に従って授業を行った学校はないようである (茨城県教育会, p.307)」(保坂, 2014b, p.30) という引用は、正しくは「読み、書き、そろばんといった単純な教科に比すれば、小学教則概表に示さ

れた教科はあまりに多岐であり…地方の小学校では到底かような教科を全科にわたって指導することは不可能であった」と記述されている。英語教育が含まれる課業表は文部省が示したものではなく、むしろ「読み書きそろばん」という単純な教科の課業表なのである。この引用文のあとには「実際は読書、習字、算術の三基本教科が教授されたに過ぎない」と記述が続いている。英語はこの三教科型の読書や習字に含まれることが多いのであるから (田畑, 2010, p.32, p.40 ; 2012a, p.94, p.96 ; 2012b, p.84, p.88, p.92 ; 2013a, p.152) この引用はむしろ、英語を含む三教科型の課業表が後年まで継続していたことを示すものである。従って保坂 (2014b) の引用文は明治初期の小学校英語教育を否定するものではなく、その可能性を示すものである。

3.10 引用の意図が不明なこと

田畑 (2013a) で、高遠藩藩校進徳館における洋学教授について述べた (p.150)。この高遠藩藩校進徳館について、保坂 (2014a) は以下のように記述している。

進徳館の旧蔵書中に英文書があることから、英語を課したことが明らかであるがごくいう者もいる。(略) 思うに、この書籍は購入はしたが、授業は開始せずに終わったか (北村勝雄, pp.232-233) 他にも『小千谷小学校史』(p.94), 『豊浦小学校百年史』, (p.216) にも同様の記述あり。(p.4)

と記述している。だが、明治初期の京都番組小学校での英語教育に関する学会発表に何故「藩校」の引用があるのか意図が不明である。また「他にも…同様の記述あり」と記述しているが『小千谷小学校史』(p.94) にも『豊浦小学校百年史』(p.216)

にも「同様の記述」はない。

田畑 (2013a) 執筆時に史料調査を行ったが、その史料には「藩校進徳館の教科に英語はなかった」と断定している北村 (1978) の主張が間違っていることを示す史料が含まれている。保坂 (2014a, 2014b) における北村 (1978) の引用は、(分類番号 3.5 間違いのある論文主張を論拠としていること) や (分類番号 3.7 裏付け調査の重要性) という問題点も含んでいる。この北村 (1978) の主張については 3.11 で詳述する。他にも引用の意図が不明な記述が少なからず見られるが、重要度が低いので本稿では省略する。それらに回答するとすれば「2. 明治初期の公立小学校」の該当箇所が回答となる。

3.11 本研究に対する該当しない示唆

保坂 (2014b, p.34) は上記の北村 (1978, pp.232-233) の記述を引用して「裏付けを取ることの重要性」を指摘している。北村 (1978) は明確には対象時期を示しておらず「英学・創立当時にはなかった」(p.229)「洋学所は、すでに藩校進徳館なき後」(同上, p.232)「藩校進徳館の教科に英語はなかった」(同上, p.233)と藩校進徳館での教科に焦点が当てられている。北村 (1978) に引用されている見解も「進徳館学科に洋学とあるも…学科目としたるにあらず」(p.232)と洋学が学科目であったかどうか争点となっている。一方、田畑 (2013a) では、対象時期について「継承校への影響を見るために、学制頒布頃までとした」(p.144)と明記し、藩校以後の継承校も対象であり、洋学が学科目かどうか問題としていない。このように北村 (1978) 自体は田畑 (2013a) を否定する根拠となるものではないが、北村 (1978) の主張を否定する史料が存在するので記述する。但し、北村 (1978) の主張は対象が曖昧であるため、保坂 (2014b, p.34) が田

畑 (2013a) を否定する根拠として北村 (1978) を引用したと仮定しての回答である。同書は『日本教育史資料』の記述を疑い「事実の有無も疑わしいもの」として寄宿舍や洋学を挙げている (p.249)。「藩校進徳館には寄宿舍はなかったのにあったかのように書かれている」という主張で、その作者を推定し「寄宿舍で勉強したとか…聞かない」(同上, p.247)や「進徳館内に寄宿舍はなかった」(同上, p.234)と断定している。しかし、報國学校教員の坂本秀房について「元高遠藩学校ニ明治辰年十一月ヨリ明治二辛未年二月迄入寮」(長野県立歴史館蔵)と記録されている。従って、北村 (1978) が無かったと主張していた寄宿舍は存在していたとわかる。『内藤家史』や『日本教育史資料』に記述された洋学に関しても「藩校進徳館の教科に英語はなかった」(同上, p.233)と断定しているが、開智学校教員の野木六蔵について「明治四年八月ヨリ十二月迄旧高遠藩学校ニ於テ洋学修業」(長野県立歴史館蔵)と「高遠藩学校で洋学を学んだ」ことが記録されている。この記録は「明治四年ニ至リ洋学科ヲ加ヘ東京ニ修學セシ久保謙次吉田眞葛ヲシテ教師タラシム」という『内藤家史』(高遠町図書館蔵)の記述を裏付けるものである。野木六蔵は洋学を学んだのは高遠藩学校であると記述しており『内藤家史』が「洋学科」を追加したと記述しているのは、藩学校の教科に洋学科を追加したと解釈でき、両者ともに洋学が教授された学校は藩学であると認識している。つまり、北村 (1978) の主張は間違っている (分類番号 3.5 間違いのある論文主張を論拠とすること)。保坂 (2014a, 2014b) は間違った論文主張を根拠として「裏付けを取ることの重要性を指摘」していたのである。保坂 (2014a, 2014b) のこの主張に対して分類番号 3.7 裏付け調査の重要性を挙げたい。

3.12 本研究に対しての該当しない疑義

高山煥章学校に関する本研究成果に対する疑義(保坂, 2014b, p.35)には、田畑(2017)で言及したので結論だけを述べる。保坂(2014b)の疑義は、文献中に記載された煥章学校のものではない教科書リストを根拠としていたことが判明した。また文献内容に該当が見当たらない記述(保坂, 2014b, p.35)もされていた。従って、関係のない根拠による保坂(2014b)の疑義は全く田畑(2012b)に該当せず、見当違いであると判明した。さらには、筆者は保坂氏が論拠としている文献ではなく、現存する史料名を明記して、煥章学校に関する史料には英学を含む教科書リストが記述されているということを既に論文で発表しており(田畑, 2010, p.25; 2012b, p.88; 2012c, p.5; 2017a), 保坂(2014b)はその筆者の論文を参考文献として挙げている。それにも拘らず、筆者が提示している一次史料については全く言及していないことも判明した。

3.13 保坂(2014b)における主張のうち分析不可能な記述

保坂(2014b)だけに限定しても、その主張には以下のように該当文献に存在しない引用が10箇所見られる。たとえそれらが間接引用であったとしても、該当する記述内容は存在しない。また、頁の間違ひとも考え、探したが2つを除いて存在しなかった。そのため、これらの主張は分析ができなかった。「3.保坂(2012a, 2012b, 2014a, 2014b)の分析結果」で分析した分類番号3.1.1.1 記述の存在しない文言や内容を引用に相当するものである。なお、表記は保坂(2014b)の記述のまま引用し、頁のみを示す。

①校舎がないこと、教師がいないこと、教科書がないことの三大困難に直面し、実質的には寺子屋と変わりがなかったようである(『山形県史』

p.165)。(p.27)

②これは、学制以前に小学校を設置した京都でも例外ではなく、寺子屋と左程変わらなかった(海後, 1930, p.173; 同書にp.173は存在しない)。

(p.27)

③長の訪問を歓迎し一緒に酒を飲んだとの記録が残っている(『長三洲』, p.289)。(p.27)。

④他にも、新潟でも同様の報告(唐澤富三郎¹⁷, p.197)がなされている。(p.29)。

⑤「洋学教授其人得サルニ付之ヲ欠ク」(仲, 1962, p.338)とある。(p.30)。

⑥ここでいう洋学教師というのは、英語等の語学を教える教師のことではなく、『万国公法』や『泰西農学』などの翻訳本を用いて教えた講師のことである(『図説調布の歴史』, p.150)。(pp.32-33)

⑦倉沢(1973)が、「県の学校掛が企てたような洋学をとりいれた所はまったくなく」と述べているように、実態は全く教えられていなかった。(p.33)

⑧小千谷小学校が明治7年に『英吉利単語篇』という英語教科書を購入したように、明治7年に『英吉利単語篇』を購入はすれども英語教授の実績がない学校が他にもある(『豊浦小学校百年史』, p.216)。これは、当然と言えば当然であり、学校図書として購入しただけである。(p.34)

⑨伊丹小学校も「上下等学校制度は明治12年10月まで続いたが、上級四級以上に進んだものはついに出現しなかった」(『伊丹市史』, p.103)。(p.34)。

⑩(『高山市史』p.48)…下等段階で『世界商売往来』が教科書として挙げられてはいるがどこまで実施されたかは不明である(p.60)。(p.35)。

③についてp.259の間違ひと思われるが、「一緒に酒を飲んだ」ことが何の関係があるのか疑問に思う。これは分類番号3.9引用の意図が不明なことにも相当する。⑥について、保坂(2014b)の

研究によれば「布田郷学校で英語や洋学を教えた
事実はなく、翻訳本を用いて授業をしたに過ぎない」
(p.33) との研究成果が述べられているが、
その保坂 (2014b) の研究による論拠は明示されて
いない。分類番号 3.6 主張の根拠が明示されて
いないという問題点がある。どのような研究結果
により、文献には書かれていないことを「事実は
なく」と断定できるのか根拠を示すべきではない
だろうか。田畑 (2013a) で「翻訳書による洋学
教授は除外した」(p.144) と明示しており、田畑
(2009～2017) の対象は郷学仮規則にある「洋単
語暗誦」等の児童向けレベルであるため、成人教
育の農学科で翻訳本が使用されていたとしても何
ら本研究成果に影響はない。しかし、保坂 (2014b)
の主張に反して、小野郷学校の教師である中溝昌
弘 (峻斉) が布田の郷校に洋学 (英語) を習いに
通ったことが「小島日記」(小島資料館蔵) に記
述されている。⑦の引用の間違ひ及び解釈の問題
点については後述 (4.5) する。⑧に相当する記述
は両学校の記念誌にない。両学校関係の史料にも
保坂 (2014b) の記述を示すものはない。「学校
図書として購入しただけである」の根拠が必要で
ある。分類番号 3.6 主張の根拠が明示されてい
ないという問題点もある (2.6 参照)。⑩に関し保
坂 (2014b) が田畑 (2012b) を否定する根拠と
して示している文献記述は煥章学校とは関係のな
いものである。

3.14 小括

次章では、保坂 (2012a, 2012b, 2014a, 2014b)
が呈している疑義を上記の分析結果を踏まえ検討
し回答するが、その前に分析結果を以下にまとめ
る。保坂 (2014b) は、銅駝小学校所蔵の英語教
科書に関し田畑 (2013c, p.3) で詳述したその教
科書に関する文献や資料には全く触れず「伝聞だ
けでは論証は難しい (下線筆者)」と主張し、あ

るいは煥章学校に関する筆者の既発表史料にも言
及することなく「残念ながら田畑の論調には説得
力の欠ける部分があると言わざるを得ない。その
懸念を払しょくするために、本研究では、明治初
期の学校教育をマクロの観点から俯瞰する」
(p.28) と主張している。そこで、2009 年以來の
筆者の研究発表をマクロの観点に立って省察した。
そして、保坂 (2012a, 2012b, 2014a, 2014b)
を同氏の主張する「マクロの観点から俯瞰」しな
がら分析した。これは、保坂氏が呈している疑義
に回答するための先行的分析である。本稿で分析
し検証した保坂 (2012a, 2012b, 2014a, 2014b)
の主張には 18 項目に亘る問題点が存在し、記述
の存在しない文言の引用という問題が、保坂
(2014b) に限定しただけでも 10 箇所にも及ぶこ
とが判明した (3.13 参照)。

田畑 (2009～2014c) に対する疑義には、それ
ら 18 項目の問題点のいずれかを含むものも多い。
例えば、保坂 (2014a, 2014b) が主張の根拠と
している北村 (1978) (3.11 で詳述) や田中 (1988)
(3.6 で詳述) の主張はそれ自身が間違っており、
その間違った主張を基に本研究に疑義を呈し「裏
付けを取ることの重要性」を指摘していたと判明
した。神奈川県の郷学校に関する引用 (3.13⑥及
び⑦参照) や高山煥章学校に関する引用は該当箇
所に存在しない (3.13⑩参照)。さらには、煥章
学校の教科書リストではないものを根拠として田
畑 (2012b) に疑義を呈しており、このことは保
坂 (2014a, 2014b) が示唆している裏付け調査
が欠如していることを示している。加えて、筆者
が同校に関する史料調査の結果を踏まえて確認し、
田畑 (2012b) で提示している一次史料について
は全く言及していない。このように、筆者の調査
した史料に基づく主張に対しての保坂 (2014b)
の疑義は、関係のない記述や存在しない根拠に拠
るものであった。養正小学校については、筆者の

引用から必要部分を削除して引用し、削除した部分は保坂（2014a）の見解として記述されていた（3.2 参照）。分析の結果、保坂（2012a, 2012b, 2014a, 2014b）には、事実とは異なる引用や根拠が前述のように多く存在し、それらを根拠として田畑（2009～2014c）を批判しているという保坂（2014a, 2014b）の研究手法が明らかになった。保坂（2014a, 2014b）の田畑（2009～2014c）に対する所論を理解するには本稿で明らかとなったその研究手法や判断基準を知ることが必須である。保坂（2012a）33点、保坂（2014a）28点、保坂（2014b）58点（2012bは他と重複しているため省略）の問題点について検討したが分析結果全てを述べることはできないので主なものを取り上げた。保坂（2014a, 2014b）が呈している疑義全てには紙幅の関係で回答できないため、別稿において本稿で得られた分析結果を踏まえ、呈されている疑義を検討しそれらに回答したい。

4.保坂（2012, 2012b, 2014a, 2014b）の主張に対する回答

次に、3. で分析した類型に沿って分類番号を適宜使用しながら保坂（2012a, 2014a, 2014b）の主な問題点について考察し、疑義に回答する。なお、保坂（2012b）は他と重複しているため省略する。

4.1 京都番組小学校における英語教育に関する回答

「明治4年8月～明治7年1月の京都の様子を再調査する必要あり」（保坂, 2014a, p.5）や、西川氏が実際に見た教科書について「伝聞だけでは論証は難しい」（保坂, 2014b, p.28）という主張がある。そこで、現存史料を根拠に京都府での小学校教育について時系列に述べる。但し、多

くは既に発表したので保坂（2014a, 2014b）の主張に関連のあるものだけにとどめる。

番組小学校とは、明治2年5月21日に開校した柳池小学校に続いて同年に京都市内に開校した64校の小学校のことである。明治3年11月には小学規則を制定し、それに伴って明治4年8月に刊行されたものが「京都小學課業表」（京都府史、京都府立総合資料館蔵）である。それは、上記の小学規則第三章（京都府史、京都府立総合資料館蔵）に「四経ニ難易アリ…順序小學課業表ニ具ス」と記述されていることから明らかであり、この記述は両者が関連を持っているものであることを示している。狭間（2008）は課業表について「それは前年に制定された規則にしたがい、それぞれの学習内容をくわしく示して四科五等のカリキュラムを定めたものである」（p.17）と説明している。従って、明治3年11月制定の小学規則と明治4年8月刊行の「京都小學課業表」は関連があり、「田畑論文の分析」の中で示された「保坂の解釈 新教育課程は明治4年8月」（保坂, 2014a, p.4）つまり、明治4年8月に教育課程が新しくなったという解釈には問題がある。なお、この「京都小學課業表」と同様に学課内容に英単語暗誦を含む学課表が他の地域でも見られる。そこで「京都小學課業表」の系統以外の学課表も含むが、「英単語暗誦を含む学課表」を一覧にし、田畑（2013b, p.110）で示した。

小学規則制定と同時に三教師心得八章も制定されたが、これに関連し「『洋語教授実績の高さを示すとも解釈できよう』（田畑, 2013 [=本稿での2013b], p.99）と述べ、論文にはふさわしくない記述が見られる（下線は筆者）」（保坂, 2014b, p.28）と指摘されているので回答する。これは以下の文に続いている。

「京都府史」（京都府立総合資料館蔵）に書か

れた三教師心得八章の第一章にも「…暗誦ハ句讀師ノ兼職タルヘシ」とある。しかし、これによって直ちに「句読教師が洋学を担当することが意図されていた」と断ずることは出来ない。何故なら前述の三教師心得には「但シ洋語ハ此限ニアラス」と明記されているからである。(田畑, 2013b, p.99)

保坂 (2012a, p.3) は、英語を「最初は、句読師が教えた (兼任)」と主張しているが、一次史料は上記に示したように異なる (分類番号 3.7 裏付け調査の重要性)。上記の記述は保坂 (同上) の主張が間違っていることを指摘したものであり、本来なら「洋語教授実績の高さを示すとも解釈できよう」ではなく「従って、保坂 (2012a, p.3) の主張は間違っている」と明記すべきものであった。この但し書きによる洋語教授への言及は、明治 3 年 11 月時点での洋語教授計画開始を意味すると解釈している。

小学校における外国語教授については京都府史料 (国立公文書館蔵) に「市中小校歐學臨校假則」が記録されている。「假則」とあるが、これに続いて假ではない規則も記録されている。そこには英佛獨語を教える各々の担当学生名と各小学校での学習児童数が記載されているが、総計は、英語 103 人、ドイツ語 11 人、フランス語 5 人と記録されている。

保坂 (2014b) の下記の引用の問題点を挙げる。(分類番号 3.2 文意を変えてしまう問題点: 引用文から必要部分を削除すること) あるいは (分類番号 3.8 比較する対象の条件を揃えるべきこと) という問題点を含む。

京都の番組小学校のように、当時の教育課程の上級で英語を教える可能性があっても当時はなかなか進級するのが難しかった。そうで

あれば、実際の履修者が出る前に、文部省により強制的に教育課程を変更させられた可能性が高いと思われる。水原 (1997) は、「庶民の多くは、下等 8. 7. 6 級で留まり、それ以上進むことはかなり困難だった」(p.33) と述べ、上級へ進級することの困難さを指摘している。(保坂, 2014b, p.34)

しかし、実際の記述は以下の通りである。

図 I-4 は愛知県・京都府・大分県の一八七九 (明治一二) 年時の等級別在籍率を下等第八級生を 100にして表わしたグラフである。…庶民の多くは、図 I-4 に見られるように、下等小学第八・七・六級で留まり、それ以上に進むことはかなり困難であった (太字筆者)。(水原, 1997, pp.29-33)

i) 筆者の研究対象時期は、「明治元年から 10 年頃まで…特に学制頒布前後」(田畑, 2010, p.1 ほか) であるが、水原 (1997) は、1879 年 (明治 12 年) の等級別在籍率を述べている。保坂 (2014b) の根拠はこのように本研究とは時期が異なるものである。従って、対象時期が異なるものを根拠に本研究を否定することはできない。

ii) 比較する対象の時期だけでなく、内容も異なる。本研究が対象としているのは明治初期に京都府で英語教育が計画されていた時期の教育制度であり、京都府や大阪府であれば第五等から第一等に区分されている学制頒布前後のものである。一方、水原 (1997) は「下等小学第八・七・六級で留まり」(p.33) という記述からも明らかなように、下等・上等に区分されるようになった後年についての記述である。従って、制度の異なるものを比較することはできない。

iii) 文部省により強制的に教育課程を変更させら

れた可能性については4.10で詳述する。

同様に、保坂(2012a)に「実際は〔英語の〕授業が行われていない(〔 〕内筆者)」という主張の根拠として提示されている「京都府における生徒年齢別等級在籍数」は1877年(明治10年)のものである(p.18)。そのため制度が明治初期のものとは異なる。従って、上記ii)でも述べたように制度の異なるものを比較することは出来ない(分類番号3.8比較する対象の条件を揃えるべきこと)。これらのことから、保坂(2014a, 2014b)は時期が問題であると示唆していたが、その根拠は本研究が対象としていない時期や対象であると判明した。つまり保坂(2014a, 2014b)は「京都小學課業表」の学課内容に英単語暗誦が含まれなくなった時期や制度を根拠として、本研究に「時期が問題である」と示唆していたと判明した。

保坂(2014b, p.34)の主張は対象時期も内容も本研究とは異なるものを比較対象としているので比較自体が成立しない。さらには「多くの生徒が下級どまりであった」という根拠自体も「英語教育がなかった」とする主張の根拠とはならない。何故なら、前述したように「市中小學校生徒の稍進歩せるものに對し外國語を學ばしむるの必要あり」(京都市, 1918, p.174)と京都番組小學校における英語教育は元来、他の生徒よりも進歩の早い生徒の為に設けられたものだからである。従って人数の多寡も問題とはならない。現在のように、進歩の早い者も遅い者も一律に進級するという制度ではなく進歩の早い者には、より上級の教育を施すことを目指していたのである(回答; 2.1 学力本位の進級制度)(田畑, 2015bで詳述)。例えば、京都番組小學校の教育制度を手本にした大阪でも、明治5年8月18日制定の大阪府小学規則(愛日小學校文書, 開平小學校藏)第十章に「一時ニ数等ノ大試業ヲ請ルヲ許ス」と飛び級の記載がある。この規則に関連して、大阪府立北野高等學校

校史編纂委員会(1973)には「学制發布後1年で小學校卒業もあり得た」(p.46)という記述がある。下級どまりでない生徒の存在に関しては京都府史(国立公文書館藏)に記録されている明治六年一月の大検査結果がある。京都番組小學校64校全ての受験生徒数は「二等生; 1人, 三等生; 14人, 四等生; 152人, 五等生; 1,155人, 未検生; 15,508人」である。これを見ると『京都小學課業表』において英語学習対象者となっている二等生や三等生も少ないながらも在籍している。将来一, 二, 三等生になる可能性のある四等生も152人いる(田畑, 2013b, p.98)。だが、保坂(2012a, p.4)では、「実際は授業が行われていないのでは?」という主張の根拠に、「進級が難しい」ことを挙げており、その根拠の一つは英語を学習する上級生(3~1等生)がいない小學校2校の試験結果(保坂, 2012a, p.18)である。しかし、それは64校あるうちの2校の受験生に過ぎない。実際には、他校では二等生や三等生が受験していたことが上記の史料からもわかる、2校の数値で64校全てを断定することはできない。他の根拠の1つ「岸田俊子の伝記から」は小説に基づいているため根拠が明示されていない(3.1.3参照)。もう1つは「各小學校の所藏資料より教科書がない(資料10)」(同上, p.4)という主張であるが、(資料10)(保坂, 2012a, p.19)に挙げられている教授用図書『英学必携』は現存している。西川祐子氏が銅駝史料館で確認した英語の教科書には絵がある(田畑, 2013b, pp.96-97)のに『英語一百言』『英学必携』には絵がない(保坂, 2014a, p.5)と疑問を呈している。西川氏が確認した教科書の特徴が、田畑(2009, 2010, 2013b)で明らかにした『學校必用英語一百言』(1873年刊, 加納陰太郎著)とは異なることについては、この異なることを理由として西川祐子氏が確認した教科書が「教科書ではなかった」とは言えない。これは以下の根拠に依

る。明治初期の教科書不足は全国的なもので（田畑，2012a，p.98；2012b，p.93；2013c など），比較的蔵書数の多い大阪愛日小学校でも学校所蔵教科書と文部省年報の教科書リストとの一致率は最大でも26.3%（嶋崎，2011，p.7）であり，これは全国の小学校での使用教科書が同一でなかったことを示すものである（田畑，2015a，p.6）。さらには，元来，番組小学校は「其小規則之如キハ都テ各町ノ小學校ニ任セ」（京都府史，京都府立総合資料館蔵）られており，番組小学校所蔵文書の調査からも全ての番組小学校の教育が同一ではなかったことが明らかである（回答2.6 教科書事情）。

保坂（2014b）は「先行研究 [=筆者田畑の研究] の分析」のなかで「銅駝小学校の『英語必携』…を教科書と考えるには無理があるう」

（pp.33-34）と述べているが，筆者は，銅駝史料館で現存を確認した「教師教授用書籍」『英学必携』（銅駝史料館蔵）を「教科書」と記述したことはない。『英学必携』の内容を分析した結果，同書を教師用であると判断した。従って，田畑（2010，p.29；2013b，p.96；2013d，p.95；2014a，p.23）に『英学必携』を「教師教授用書籍」と記述している（分類番号3.11 本研究に対する該当しない示唆）。

保坂（2012a）は，京都番組小学校での英語教育について「予定であったのでは」，「教える前に教育課程を改めさせられたのでは」（p.6）と疑問を呈しているが，その根拠を明示していない（分類番号3.5 主張の根拠が明示されていないこと）。田畑（2009）以来の筆者の京都番組小学校での英語教育に関する発表は資料批判を行った上での史料等に基づくものであり，京都府での英語教育に関しては，複数の史料が確認できている。明治6年3月22日に京都府が小学校の実況を文部省へ申報した史料が現存している。この記述を京都市小学校創立三十年記念会（1902）は「學科 句讀 暗

誦 語學 習字 女紅」と記載している（p.92）。しかし京都府史料（国立公文書館蔵）は，この該当部分を「學科 句讀 暗誦 語學 習字 算術以上五項皆小學普通科ナリ」と明記し，「語學」を小學普通科の教科であると記述している。すなわち翻刻された文献では，算術と算術から下の但し書き「以上五項皆小學普通科ナリ」が洩れているのである。また，別紙「語學教則一冊」という記載もある。（田畑，2014a，pp.23-24）。

保坂（2012a，2012b，2014a，2014b）の研究手法には，（分類番号3.1.1 I 記述の存在しない文言を引用すること）や（分類番号3.1.1IV，3.1.1 V，3.2 文意を変えてしまう問題点）が見られるが，京都番組小学校に関する保坂（2012a，2012b，2014a，2014b）の主張では複数の小説を挙げ，それらを「証言」「論拠」の引用元とし，あるいは新資料紹介として「ノンフィクションとして資料価値が極めて高い」とする主張や別人を根拠としていることがあると判明した。

田畑（2012a）で「京都番組小学校設立を成功させた当時の京都府参事榎村正直と西谷領圃は官民が協力した例である」（p.99）と，官だけではなく，民だけでもない両者が力を合わせて成功した状況を述べた。このような大規模な小学校設置計画は他地域では見られず，地域の住民が費用を出し合ってやっと小学校を設置したところが多かった。しかし，そのような状況下でも，なかには英語教育も含んだ京都番組小学校の課業表を採用した地域があった。

4.2 舞鶴市立明倫小学校及び大阪進級学校における英語教育に関する回答

舞鶴市立明倫小学校での史料調査の結果を基に「舞鶴市立明倫小学校所蔵の課業表の中に『欧語三百言』と言う外国語教育が含まれていることは，外国語教育が実施された可能性が考えられる」（田

畑, 2013b, p.101)と舞鶴市立明倫小学校での外国語教育の可能性を述べたが、その際に、大森(1973)の「進級学級まがが設けられ、下等6級卒業以上の小学生のうち、進歩の早い者を各校から集めて、上級の課程を教えた。この学校の上級生には外国語も教えた」(p.121)という記述を、同じく「欧語三百言」を課業表に含む大阪の例として示した。

しかし、保坂(2014b)は以下のように主張している。

大阪等の例を紹介したい。田畑(2013 [=本稿での2013b])は、大阪の進級学校では、上級生に外国語を教えたという記述を引用し、「外国語教育が実施された可能性が考えられる」(p.101)としている。…進級学校で…入学が14歳以上なので、英語を習うのは今の高校生以上の年齢となる。進級学校は、中学の予備的な学校なのであろう」(pp.31-32)

保坂(2014b)のこの批判の問題点4つのうちの2点「進級学校入学が14歳以上」とする主張と「進級学校で英語を習うのは今の高校生以上の年齢となる」という断定については、間違っていることを史料調査の結果に基づき検証した(田畑, 2015b, pp.27-28)。そこで、本稿では新たに提示された主張に回答する。問題点の3つ目は、この「外国語教育の可能性」は舞鶴市立明倫小学校のことであるにも拘らず、保坂(2014b)は、進級学校のことと主張している点である。この章は「京都府下での英語教授計画として舞鶴市立明倫小学校での外国語教育」について述べたものである。従って、筆者の記述は大阪府の「進級学校での外国語教育」を指していない。また、進級学校での外国語教育は明らかであるため「可能性が考えられる」と改めて主張する必要はない。何よりも、進級学

校は本研究の研究対象外である。4つ目は「進級学校は、中学の予備的な学校なのであろう」と主張していることである。進級学校開校時の規則(愛日小学校文書、開平小学校蔵)には「此学校ノ初階ハ尋常小學ト殊ナラス」と「小學」と明記されていることがこの回答となる。この批判は「英語を習うのは今の高校生以上の年齢となる。進級学校は、中学の予備的な学校なのであろう」という結論を導くための「入学が14歳以上なので」という前提条件が成立していないのである。

なお、進級学校は本研究の研究対象外であったが「進級学校入学が14歳以上」という主張を検証するために史料調査をした結果、同校では学齢児童に英語教育をしていた可能性が高いことが判明した(田畑, 2015b, pp.36-38)。また、大阪府の進級学校は中等教育機関よりも初等教育機関に近いものであったことが判明した(同上)。筆者が進級学校継承校の大阪府立北野高等学校での史料調査結果を示している(同上)にもかかわらず保坂氏が『北野百年史』(pp.54-55; 入学年齢についてはp.55)を根拠として主張する「進級学校入学が14歳以上」に関して、同校は「入学年齢14歳」の根拠はないと回答しており、訪問調査(2014年2月19日実施)でも史料はなく、またその存在を示す記述もなかった。史料調査による結果を保坂氏は論拠のない文献記述で疑義を呈しているのである。

4.3 石川県区学校における英語教育に関する回答

田畑(2014a)で石川県での史料調査結果を示し、初等教育機関における英語教育が記述された史料を明記した。以下にその調査結果に基づき保坂(2012a, 2014b)の主張に回答する。

- ・石川県区学校規則は京都の課業表からの影響が

ある(保坂, 2012a, p.5)
回答:「石川県区学校学課表」と「京都小學課業表」の比較では、前者には後者にはない「洋学としての綴書」の学習も採用されており、両者には両学課表内の学課名合計 129 のうち 79 も相違数があった(田畑, 2014a, p.30)。このことから、「石川県区学校学課表」への「京都小學課業表」からの影響は大きくなかったことが判明した。上述したように両者の学課内容の相違は 61%と半分以上であり、英語教育に関しても「京都小學課業表」にないものが含まれているため「石川県区学校規則」が京都の課業表からの影響を受けて作成されたとは思えない。

・保坂(2014b)の以下の主張を検討する。

金沢中学正則小学部は…15歳までの生徒を対象としている…進級学校同様、中学校の予備教育の意味合いが強く、比較的年齢層の高い生徒が入学したものと考えられる。また、その変則では、16歳以上を対象とし、20歳以上には、洋語原書を学ぶことを強制するとある(金沢市, p.513)。正則でも15歳近い生徒が…洋語原書を用いて学習した可能性がある。そうすると…実際は中学校の予備校的要素が強く、中等教育の基礎教育が行われたと考えられる。(p.32)

まず、金沢市(1919)記載の小学部の規則を紹介する。

小學部の規則 生徒十五歳以下ヲ正則ニ入レ、
皇漢學・洋學・筆學・數學ノ四科ヲ學ハシム、
十六歳以上ヲ變則ニ入レ、亦四課ヲ學ハシム、
但二十歳以上ノ者ニハ、洋語原書ヲ學フコト
ヲ強ヒス。(p.513)

問題点は5点であり、それらに対する回答は以下である。

1)「進級学校同様」と記述しているが、進級学校自体が学齡児童を対象としていた可能性が高いことは4.2で先述した。

2)「比較的年齢層の高い生徒が入学したものと考えられる」と主張する論拠が、保坂(2014b, p.32)には示されていない(分類番号 3.5 主張の根拠が明示されていないこと)。筆者が史料調査をした旧藩学校沿革調(石川県立図書館蔵)にも加越能文庫(金沢市立玉川図書館近世史料館蔵)にも保坂(2014b)の上記の主張を支持する記述はない。

3)「正則でも15歳近い生徒が…学習した可能性がある」とする根拠が示されていない(分類番号 3.5 主張の根拠が明示されていないこと)。規則には「15歳以下」と記述されているだけであり、「15歳近い生徒」であるとは記述されていない。

4)「比較的年齢層の高い生徒が入学した」ことや「15歳近い生徒が学習した可能性」を示す根拠が示されておらず、それを示す文献や史料も見つからないのだから、「そうすると…実際は中学校の予備校的要素が強く中等教育の基礎教育が行われたと考えられる」という結論を導く前提条件が成立しない。

5)「20歳以上には、洋語原書を学ぶことを強制するとある」と主張しているが、金沢市(1919)には「洋語原書ヲ學フコトヲ強ヒス」(p.513)と記載されている。この「強ヒス」は「強制する」ではなく「強制しない」である。加越能文庫(金沢市立玉川図書館近世史料館蔵)の該当箇所には「二十才以上ノ如ニ至テハ原書ト雖必シモ之ヲ責メス」と記述されている。

このように保坂(2012, 2014b)の主張は実際の記述とは異なる引用や間違った根拠及び明示していない根拠を基にしていると判明した。

4.4 長野県における英語教育に関する回答

田畑（2013a）で高遠藩藩校進徳館での洋学教授について述べ、藩校進徳館の継承校である伊那市立高遠小学校を「英語関連史料を保有する小学校」の1校として挙げた（p.149）。また、教師岩崎博秋氏による手書きの「筑摩県学校課業表」

（1872年筆記、伊那市立高遠図書館蔵）には英語の記載がある（田畑，2013a，p.150）ことを述べた。但し「英語教授」に関する記述は見つかっておらず「英語関連史料を保有する小学校」の段階である。本研究では、学校で実際に行ったことを記録するものである学校沿革誌などに「英語を教えたこと」が明記されている学校や、伝記などに「英語を学んだこと」が記述されている武生東小学校、岩邑小学校、有終西小学校、川越小学校、三国南小学校、伏木小学校、田鶴浜小学校、順化小学校などと高遠小学校のように「英語関連史料を保有する小学校」とは明確に区別している。

保坂（2014b）で「裏付けを取ることの重要性」（p.34）が以下の記述を引用して指摘されている。「進徳館の旧蔵書中に英文書があることから、英語を課したことが明らかであるがごとくいう者もいる。…この書籍を_レ購入は_レしたが、授業は開始せず_に終わったか」（北村，1978，pp.232-233）。だが、長野県での史料調査結果を基に前述したように、この北村（1978）の主張は間違っている（3.11参照）。保坂（2014b）は間違った論文主張を根拠として「裏付けを取ることの重要性を指摘」していたのである。（分類番号 3.7 裏付け調査の重要性）は保坂（2014b）に対して主張されるものとする。

保坂（2014b）は「駒込幸典氏は…『外国語教育史』編を作成しようとしていた。…実態が分からなかったので、お蔵入りとなった」（p.30）という発言を引用して実態が不明であると主張している。既述したように、保坂（2012，p.4）は「英

語教育はなかった」という赤穂小学校の回答に反して赤穂小学校の課業表に、英語教育を含む『京都小學課業表』からの影響が見られる」と主張していた。だが、史料を調査したが、保坂（2012a，p.4）が主張するような影響を示す史料はなく、むしろ簡略化したものを申請（明治六年御布告留書帳、駒ヶ根総合文化センター蔵）していたことが判明した（3.4参照）。この保坂（2012a，p.4）の主張は、上記の駒込氏の発言と照らし合わせると、保坂（2012a，p.4）が、実態が分からなかったのに事実とは異なる主張をしていたことを示すものである。

4.5 神奈川県の郷学校における英語教育に関する回答

神奈川県の郷学校に関する疑義に回答したい。既述したが、布田郷学校に関する保坂（2014b）の次の引用文に相当する内容の記述は、たとえ間接引用であったとしても存在しない。「ここでいう洋学教師というのは、英語等の語学を教える教師のことではなく、『万国公法』や『泰西農学』などの翻訳本を用いて教えた講師のことである（『図説調布の歴史』，p.150）」（保坂，2014b，pp.32-33）（分類番号 3.1.1 I 記述の存在しない文言や内容を引用）

翻訳本による教授に関しては、田畑（2013a）で「語学教育に的を絞る翻訳書による洋学教授は除外した」（p.144）と明示し、本研究では「翻訳本による教授は本研究の対象でない」ことを示しており、成人教育も本研究対象外である。

以下の保坂（2014b）の主張にも問題がある。

神奈川県の郷学校仮規則では、英単語や英会話を教えることが求められていた。倉沢（1973）が、「県の学校掛が企てたような洋学をとりいれた所はまったくない」（p.116）と述べているように、実態は全く教えられて

いなかった。同様に、神奈川県の郷学校を調査した田中（1988）も、「洋学そのものが実際に教えられたかどうかは疑問である」（p.95）と述べている。（p.33）

i) 「実態は全く教えられていなかった」と主張する根拠の引用文「洋学をとりいれた所はまったくくない」は該当箇所に存在しない¹⁸。（分類番号 3.1.1 I 記述の存在しない文言を引用）

ii) 主張を支持するために挙げられている田中（1988）は間違っている。田畑（2010, p.5, pp.21-22 など）で既に筆者が史料調査の結果を基に間違いを正している。その田中（1988）の間違っている主張を保坂（2014b, p.33）は主張の根拠としている。（分類番号 3.6 間違いのある論文主張を論拠としていること）

布田郷学校の運営に関して「學校附養豚法ヲ施行シ該利益ヲ資費ニ充テ以テ公立學校ニ引キ續ク」（文部省, 1890b, p.368）という記述を引用し「養豚場を経営した布田郷学校（現在は東京都）の例が挙げられる。この経営は成功し、その利益を学校運営費用に充てる事ができたので、学校経営がうまくいっていた」（田畑, 2010, p.47）ことを述べた。当時は学校運営には安定した財政的基盤が重要だったのである。

保坂（2014b）では、筆者が引用したこの『日本教育史資料』に関して「先行研究〔＝田畑論文〕の分析」で下記のように「裏付け調査をする必要がある」と述べられているので回答したい。『日本教育史資料研究会編』は文献名が不正確である。これは、『「日本教育史資料」の研究』のことと思われる。

『日本教育史資料』は、基本的には、海後宗臣が「近世教育事実に就いての研究を進めるためには欠くべからざる資料書の一つ」（『日

本教育史資料研究会編』¹⁹, p.17）と述べているように重要な資料であるのは間違いないが、一方で編集者自ら認めているように、不完全なものなのである（同上, p.18）。前述したように『日本教育史資料』を基に裏付け調査をする必要がある。筆者の研究によれば、布田郷学校で英語や洋学を教えた事実はなく、翻訳本を用いて授業をしたに過ぎない。（保坂, 2014b, p.33）

これには『日本教育史資料』の欠点や、それを他の史料や文献で補ったことを述べた以下を回答とする。

当初の編纂事業が資料集として発行されるに至った理由は、『日本教育史資料 壹』の「日本教育史資料調査報告」に「其學事ノ調査未濟ノモノ今仍ホ四十藩アリ加之既濟ノモノト雖モ之ヲ文部省定ムル所ノ調査要目ニ對照スレハ未タ其要領ヲ悉サヽルモノ尠カラスシテ到底完全ナル史料ノ體裁ニ編成シ難キ所アレハナリ」（文部省, 1890a, p.3）と述べられている。…しかし…同書は全国規模で纏められた近世教育史料の集大成とされる。そこで、欠落地域や詳細さに欠ける地域に関しては、適宜、藩校に関する先行研究、地方教育史、学校沿革史などで補った。（田畑, 2013a, p.142）

先行研究〔＝田畑論文〕の分析の中で「裏付け調査をする必要がある」と述べられている布田郷学校に関して筆者は裏付け調査をしており、田畑（2009）以来の調査済み史料や文献は以下のものである。郷学校仮規則ほか小野郷学校関係史料（小島資料館蔵）、原家文書（原家蔵）、朝日新聞東京本社社会部（1976）、調布市百年史編さん委員会編

(1968), 調布市市史編集委員会 (1982), 調布市市史編集委員会 (1986), 調布市市史編集委員会 (1997), 調布市総務部総務課歴史資料係 (2008), 井原政純 (1996), 開校百周年記念事業実行委員会記念誌部会 (2000), 神奈川県立教育センター (1978), 狛江市史編さん委員会 (1985), 三鷹市教育史編纂委員会 (1993), 溝口重郎 (1985), 東京百年史編集委員会 (1972)。

以上述べたように、本研究では裏付け調査を疎かにしているとは考えていない。裏付け調査の必要を述べ「筆者の研究によれば、布田郷学校で英語や洋学を教えた事実はなく、翻訳本を用いて授業をしたに過ぎない」(保坂, 2014b, p.33) と述べている, その保坂 (2014b) の研究は具体的に述べられておらず (分類番号 3.5 主張の根拠が明示されていないこと), 翻訳本を用いた授業の根拠である引用文「洋学教師というのは、英語等の語学を教える教師のことではなく、…翻訳本を用いて教えた講師のことである (『図説調布の歴史』, p.150)」(保坂, 2014b, pp.32-33) に相当する記述はたとえ間接引用であったとしても先述したように存在しない。

なお、小野郷学校の教師である中溝昌弘 (峻斉) が布田の郷校に洋学 (英語) を習いに通ったことが「小島日記」(小島資料館蔵) に記述されている。

4.6 徳島県期成小学校における英語教育に関する回答

既発表論文で、期成小学校を含む徳島藩立小学校での英語教授の可能性を示した (田畑, 2010, pp.32-33, 2013a, pp.152-153)。その期成小学校について、保坂 (2012a) は次のように記述している。

明治6年2月第一大区一番小学校

3月期成小学校

9月校内に「洋語」の教室を設ける。(p.5)

このことについて、文献には以下のように記載されている。

・「外国語学傳習所…**伝習所**も同六年一〇月外国人教師を解雇し、同時に廃校となった。**生徒**は旧長久館内の期成小学校に移され、**特設の「洋語」の教場**で外国語 (英語・仏語) 伝習が続けられた (太字筆者)」(佐光, 2007, pp.400-401)

・「洋学…長久館附設の外国語学伝習所へと続き同六 (一八七三) 年九月には廃校となっている。しかし洋学教授は…**期成小学校内の洋語教室 (長久館洋学伝習生徒の移籍, 明治六年九月) …**と続いた (太字筆者)」(三好, 1983, pp.178-179)

・「初舊徳島藩ニ於テ蘭人ギュルチユスヲ雇ヒ英佛獨ノ三語ヲ教ヘシム…六年九月…コレヲ廢シテ…其生徒ヲ從シテ期成小學校内ニ併セ**別ニ教場ヲ設テ之ニ修學セシム** (太字筆者)」(文部省第一年報, 東京大学附属図書館蔵)

これらの記述から、期成小学校に「別に設けられた洋語の教場」は元外国語学伝習所生のためのものであることがわかる。同校における「洋語の教場の特設」は、外国語学伝習所が、明治6年に廃校となったために、外国語学伝習所の生徒が期成小学校に移されたという事情によるものであり、そのことについて徳島県で史料調査を実施したが、上記の記述を否定する史料は見つからなかった。期成小学校の児童が外国語伝習所生徒のための特設の「洋語」教場で洋語を習ったことを示す史料はないのである。従って、保坂 (2012a) が示している「明治6年9月校内に「洋学」の教室を設ける」というものが、期成小学校での「洋語」教授の根拠とはならないのである。また、この期成小学校は

○開智学校や期成小学校 (徳島) の例など

⇒後に中学校や師範学校になった学校

英学を修めた教師を雇っていた学校 (保坂, 2014a,

p.1) と記述されている。

この「期成小学校」と「期成学校（師範学校）」の関係は以下のように文献に記述されている。

・「明治七年五月「期成学校」（師範学校）が置かれて、児童は洪化小学校に移った」（佐藤，1971，

p.7：期成小学校継承校の沿革史）

・「期成小学校は、洪化小学校に合併し、その校舎を襲用して師範期成校の校舎とす」（徳島県師範学校，1915，p.2）

・「期成小学校の校舎を用いて師範期成学校が設立された」（佐光，2007，p.412）

これらの文献の記述により「小学校自体が後に師範学校になった」のではなく、単に学校の校舎の使用者が師範学校の生徒に変更されただけであることがわかる。期成小学校と師範学校の関係に関しては、次のような異なる記述も存在する。

・「明治六年に期成小学校と改称し、ここで明治七年五月から小学生徒のほかに（太字筆者）教員をも養成する師範期成学校を開き」（徳島県史編さん委員会，1966，p.583）

・「ここで生徒のほかに（太字筆者），教員となるべきものを養成した」（徳島県教育委員会，1955，p.17）

教師養成の制度が整う以前は行政区域の中心となる小学校で教師を養成するコースを付設していた例が他府県でも見られることから、同様の教師養成付設コースが期成小学校にあった可能性は考えられる。しかし、たとえそうであったとしても上記の2文献には小学校から師範学校へ校種が変更したとは記述されていない。期成小学校は、明治7年5月に徳島藩立小学校の別の継承校である洪化小学校と合併し、徳島市立内町小学校に継承され現在まで存続している。その学校史において師範学校であった時期の存在したことを示す史料や文献はない。「ここで生徒のほか

ものを養成した」（同上）と記述されている引用元から「生徒のほか

4.7 静岡県における英語教育に関する回答

保坂（2012a，p.5）は小学校での英語教授例として「明治6年1月小学集成舎 小学の英語は随意科目（外国人講師グッドマン，キーリングを雇う）」と記述している。しかし、実際の文献における記述は下記のように異なる。

・「正則は普通の小学校で、変則はその名の示すごとく、小学生としては年長の十四才以上の者のために設けられた中学程度の学校である。かくて沼津小学校の下級生は正則に、また上級生は変則にそれぞれ編入された。…変則には外人教師を招いて」（沼津市誌編纂委員会，1958，p.44）

・「上等小学科目 英語（但之ハ随意トス）」（同上，p.45）

・「教師陣 集成舎変則には次の如き教師がいた。英語…初めグッドマン後キーリング」（同上 p.46）つまり、上記の記述から、小学生に相当する正則では、英語は随意科目であることや、グッドマンやキーリングらの外人教師は変則の教師であることがわかる。他の文献にも下記のような記述が見られる。

・「六歳以上十三歳までを正則、一四歳以上を変則に充てるといったことを盛り込んだ定則が定められ、小学集成舎が開校した。やがて集成舎変則科は沼津中学校へ発展」（樋口，2012，p.161）

・「変則課程は明治九年に集成舎から分離され、第二学区第一四番中学校として独立した」（沼津市史編さん委員会，沼津市教育委員会編，2007，p.102）

・「十二三才以下のものを『正則生』と称して初等普通教育を施しており、それ以上のものは『変則生』と称して『中学科』に編入せしめて中等普通教育を施している」(影山, 1966, p.45)

これらの記述は、集成舎の「変則」は中等教育機関であったことを示している。以下の文献には外国人教師が変則科の教師であることが述べられている。

・「集成舎変則科や沼津中学校では、…外国人教師の招聘も行い」(樋口, 2005, p.163)

・「集成舎変則科…七年(一八七四)以降にはグッドマン、キーリング、ミーチャムといった外国人教師を招聘するなど、数学・英語教育に力を入れた」(同, 2007, pp.389-390)

参照した文献には沼津市誌編纂委員会(1958)に記述されているものと異なる記述はなかった。つまり、保坂(2012a, p.5)の「明治6年1月小学集成舎 小学の英語は随意科目(外国人講師グッドマン、キーリングを雇う)」という主張の根拠となる記述はなかった。これらのことからわかることは、保坂(2012a)は「明治6年1月小学集成舎 小学の英語は随意科目(外国人講師グッドマン、キーリングを雇う)」を、引用文献に記載されている通りに記述しておらず内容が組み替えられているということである。

4.8 三重県の日南市第一小学校における英語教育に関する回答

次に、時期の問題として挙げられている「三重県の日南市第一小学校についても学制実施以降に実際に英語が教えられたかは疑わしい」「級外では変則課程で英語学_ヲを学んだ可能性は考えられる(保坂, 2014b, p.35)」という主張を検討する。この「疑わしい」とする主張を、服部家文書(服部専英氏蔵)、服部家文書を発見した西田善男氏の西田(1972)そして中部西小学校(四日市第一小学

校の現在の名称)の学校沿革史などを基に検討する。中部西小学校の沿革史は学校史を四日市学校時代の「明治五年三月十五日から同年十一月七日 [=四日市第一小学校創立日] までの学制以前(〔〕内筆者)」(中部西小学校創立百周年記念事業実行委員会, 1979, p.1)から記述を始めており、同校の英語教育を検討するには、四日市第一小学校とその前身校の関係についても考慮すべきである。同書に「英語学校乙組児童」(p.8)と表記されている前身校の児童について、西田(1972)には、前身校の泗水義塾では5年8月(公立学校として創立される3ヶ月前)の再編成にあたり、塾生を「甲組と乙組とにわけ、先ず甲組は…泗水義塾の学童をもって組織し普通学科及び英語を教授した」(p.147)と記述されている。いずれにも児童や学童と表記されていることから生徒が年長の生徒ではなかったことがわかる。服部家文書には「小学第一校規則」として上等課程には外国語綴字書を教えることが記されている。外国語教育は上等課程においてであるが「但人之性質材氣ニ由リ本文正則課程等級ノ外ニ変則課程ヲ設ケ直ニ英國学ヲ授クルモノアリ」と但し書きがある。この級外生は泗水義塾の甲組の学童(明治5年8月時点)の延長である可能性が高い。この但し書きに類似のものはよく見られるが当時の学力本位の制度を示している(回答; 2.1 学力本位の進級制度)。語学教員に関する史料もあり、それらは明治5年11月4日(四日市第一小学校創立日)に伊藤新造と横山友三が英学専務教員に任命された辞令と、兼英学教授服部翼と語学教員川田真吉を含む明治6年9月の泗水学校 [=公立四日市学校: 当時の名称] 教員名簿である。川田真吉は免職と記されているので、それ以前に語学を教えていたことがわかる。この教員名簿の後に記録された列長副列長姓名のリストから普通科が9列 [=組] だったのに対し級外は10列 [=組] と英語を学ぶ級外の生

徒の方が多かったことがわかる。これらの記述を勘案すると「英語が教えられたかは疑わしい」（保坂, 2014b, p.35）と言えないことがわかる。

4.9 保坂 (2014b) の「先行研究の分析」に挙げられた学校

保坂 (2014b) の「先行研究 [=筆者田畑の研究] の分析」の章に例示された学校について検討するが、保坂 (2014b) は、筆者が英語を教授したとは主張していない学校郡を挙げて「先行研究 [=筆者田畑の研究] の分析」「裏付け調査をする必要性がある」(p.30) と主張していることを最初に述べる。保坂 (2014b) は「教育課程に洋学が示されているからといっても洋学教授の実態がない場合が少なくない。裏付け調査をする必要性がある」(同上) と主張しているが、その根拠として保坂 (2014b) が例示した半月郷学校、中津川興風義校、加茂郡八百津町の義校、茨城県の学校や神奈川県の郷学校 (同上) を、筆者は英語を学習していた学校であると主張していないのである。従って、田畑 (2009~2014c) には該当しない疑義であり、保坂 (2014b) が主張しているような裏付け調査をする必要性もないが、保坂 (2014b) が引用した文献を調査した結果、言及されていない箇所のあることが判明したので記述する。

岡山県朝日高等学校については後述するので他の学校について述べる。最初に、保坂 (2014b) に「先行研究の分析」と記述され「洋学や英学に関して、教育課程では見受けられるものの、教師がないから当分は実施しないと、実際に実施されたかは分からないとする学校史、教育史は多い」(p.30) として挙げられている学校を順次取り上げる。まず、保坂 (2014b) は「この項から得られる教訓としては、明治初期の資料は信用できない場合が少なくないということである」と述べている (p.30)。保坂 (2014a, p.9) に播磨県に関して

「虚名の学校をでっちあげたためであろう」という龍野市史編纂専門委員会編 (1985, pp.107-108) の記述の引用があることから推測して、播磨県の嘘の実施報告 (保坂, 2014b, p.29) を指していると思われる。しかしながら、その保坂 (2014b) には存在しない 10 点もの引用があるという問題がある。

次に『大府教育史』には、『計画通り実施されたかは疑問である』(p.23) という記述がある (保坂, 2014b, p.30) を取り上げる。この引用において「計画通り実施されたかは疑問である」と述べられている半月郷学校教育内容に英語は含まれていない。従って、英語が含まれていない計画が実施されたかどうかは問題にはならない。だが、上記引用の直後には同校で使用された教科書が記載されており、そこには「外国語」と記述されている (大府教育史編さん委員会, 1973, p.23)。それにも拘らず、保坂 (2014b) はそのことには全く言及していない。つまり、半月郷学校では英語を含まない教育内容 (この引用文献に依拠すれば) を実施したかどうかは疑問である。しかし、使用した教科書には外国語が含まれていたということが記述されている。なお、保坂 (2014b) は「愛知県の大府市には、額田県の教育課程が残されている」(p.30) と述べているが、大府市にその所蔵はない。

「海後 (1981) は、明治初年の教育に関する調査を行っている。… (p.200)」(保坂, 2014b, p.30) と海後 (1981) が引用されている。筆者は同書の原稿 (国立教育政策研究所教育図書館蔵) の調査も実施した。英語に関しての詳細な報告は記述されていなかったが、「極めて少ない」ながら「英語を学習した」報告も記述されており、それに関しては海後 (1981, p.219) にも記述があるにもかかわらず、保坂 (2014b) は「英語を学習した」報告には言及していない。また、同書の「小学教則に

あってもその内容が、読書、習字、算術に限られていた場合が少なくなかった (p.239) を保坂 (2014b, p.30) では引用している。しかし、前述したように英語学習は読書や習字に含まれることが多いのであるから (田畑, 2010, p.32, p.40 ; 2012a, p.94, p.96 ; 2012b, p.84, p.88, p.92 ; 2012c, pp.3-4 ; 2013a, p.152) 「その内容が読書、習字、算術に限られている」ことが英語学習を否定する根拠とはならない。むしろ逆である。これは分類番号 3.9 論理の矛盾を示している。海後 (1981) は「英語を学習したという報告」に関して「学習したものは特別な生徒か、または極めて特別な小学校においてであるとみられる」と推測している (p.219)。しかし、筆者が史料調査から得た英語を学習したことを記録している史料からは、その学校や学習者が特別ではなかったことが判明している。

同じく保坂 (2014a) の (分類番号 3.9 論理の矛盾) を示す根拠に「教育内容がそのまま実際の学校授業で行われたとは思われない (千代田区, 1960, p.244 他多数)」 (保坂, 2014a, p.3) という主張がある。だが正しくは「右のような教育内容が、そのまま実際の学校授業で行なわれたものとは思われない」であり、削除された「右のような教育内容」に英語は含まれていない (分類番号 3.2 文意を変えてしまう問題点: 引用文から必要部分を削除すること)。つまり、ここで言及している教則に英語は含まれていない。これは前述した半月郷学校と同様であるが英語を含まない「教育内容がそのまま実際の学校授業で行われたとは思われない」のであっても、英語教育実施の有無を論じるのに何も関係がない。東京都千代田区 (1960) には往来物系統の教科書が、当初かなり使用されていたらしいことが述べられている (p.244)。史料における英語学習を示唆する記述は、これらの往来物系の教科書とともに記録さ

れていることが多いのだから、このことは前述したように、逆に英語学習の可能性を示すものである。例えば、よく目にする「商賈往来」のほかにも「稲橋擬庠幼學課表」 (古橋懐古館蔵) 「京都小學課業表」 (京都府立総合資料館蔵) 「石川県區學校學課表」 (石川県立図書館蔵) などには「諸識往来」が、「大垣小學義校課業表」 (国立公文書館蔵) や「賛議義校課業表」 (大垣市立小野小学校蔵) には「萬国往来」「農業往来」が、「大阪府小學課業表」 (大阪城天守閣蔵) には「消息往来」が英語に関する学習項目と共に記載されている。田畑 (2010) では英語教育に相当する科目を含む課業表 (その他類するもの) と、その後、各々の地域で英語を含まない規則が制定される時期及び教育内容を調査した (第二冊資料編, pp.39-123)。往来物系統の教科書について具体的な数値を示すと、英語教育に相当する科目を含む課業表と共に往来物系統の教科書が示されている課業表は 19 のうち 17 であった。『徳島藩小学校学科表』 (徳島市市史編纂室蔵) のみが往来物の記述がなく『神奈川郷学校仮規則』 (小島資料館蔵) は教科書名を表記していないため往来物系統の教科書の有無についても不明である。一方、英語教育に相当する科目を含まない課業表では、15 のうち 12 が往来物系の教科書を含んでいない。従って、往来物系統の教科書が、当初かなり使用されていたらしいこと (東京都千代田区, 1960, p.244) が、英語教育実施がないという根拠とはならない。

時期の問題として「群馬県の第一番小学厩橋学校に上等課程で外国語学 (『群馬県教育史第一巻』 p.281) という科目が設定されている。が、これも実態は不明である。上等は 10 歳以上 13 歳までを対象としている」 (保坂, 2014b, pp.35-36) と主張しているが、これも実際の記述とは異なる主張である。まず年齢を変えており、外国語学を

学ぶのは「10歳以上13歳までを対象」（保坂，2014b, pp.35-36）ではなく「右十三歳以上別科」と記録された13歳以上の生徒である。対象生徒年齢がやや高いため筆者はこの第一番小学既橋学校も史料調査は行ったが論文で扱ったことはない。これには「但十三歳以下ト雖モ従来就学鋭敏ノ者ハ此科ニ属ス」と但し書きが続いており，ここでも，年齢よりも学力が優先されていることがわかる（回答：2.1 学力本位の進級制度）。史料調査結果に，この別科の生徒の年齢構成を示す史料は含まれていない。保坂（2014b）の「外国語学…上等は10歳以上13歳までを対象」という主張が，記述された事実とは異なるのであるから，保坂（2014b）の残りの主張全ては成立しない。

「暗唱は教育か」（保坂，2014b, pp.36）という主張について「生徒個人で適当に暗唱したのであるから」と主張しているが（同上）何を根拠としての主張かが示されていない（分類番号 3.5 主張の根拠が明示されていないこと）。未知の言語である英語を当時の学齢児童が自分で適当に暗誦できたか疑問である。さらに「これだけでは英語教育が行われたと言うには無理がある」（同上）で引用されている記述（東京都千代田区，1960, p.244）は英語教育について述べたものではない。つまり，英語教育ではない引用を基に結論づけている。さらには，明治以前からの伝統的な暗誦という学習法を現代の判断基準で評価しては誤る危険があると思われる。花井，三上（2005）は「時代性を濃厚に含んで評価することが至当であろう」（p.220）という見解を述べているが，同書が指すものに限らず広範囲に適合する見解であると考えられる。

4.10 文部省による学制的強制

保坂（2014b）は文部省による強制を強調しており，例として大分県と岡山県での長三州の学校視察が挙げられている。大分県の強制例「文部省の

教則に準じるように強制的に改正させた（『大分県教育百年史』, p.197.）」（保坂，2014b, p.27）の理由として引用している「学制ノ旨趣ニ通ゼザルヲ以テ宜シク其方法ヲ改メ」は正しくはその前に「徒ニ一派ノ学問ニシテ教育ノ正鵠ニアラズ」という記述があるが（大分県教育百年史編集事務局，1976, p.197）引用文では削除されている。一派ノ学問とは福澤諭吉のことを指しており，福澤による教則を改めるよう勧告があったのである。「徒ニ一派ノ学問ニシテ」という指摘の傍証としては「當時教課書に用ひたるは，皆な慶應義塾の出版に係る翻譯書類に過ぎざりしなり」（佐藤，1914, p.243）という記述が挙げられる。上記の引用文の全文は以下の通りである。

當時教課書に用ひたるは，皆な慶應義塾の出版に係る翻譯書類に過ぎざりしなり，然るに明治七年一月を以て，文部大丞ノ長茨は學事視察として本縣に出張し，廳下の學校を視察して長官に告る所あり，現行の教育は徒に一派の學問にして教育の正鵠にあらず，政府學制の旨趣に適せざれば，宜しく其方法を改む可き旨を以てしたり。

真の理由部分を削除してしまうのは文意を変えてしまう問題に繋がる（分類番号 3.2 文意を変えてしまう問題点：引用文から必要部分を削除すること）。当時の時代背景や漢学者である長三州と洋学者である福澤諭吉の関係も考慮すべきである。分類番号 3.1.IVI マクロな視点の重要性：全体を視野に入れるべきことが挙げられる。上記『大分県教育百年史』の引用文の引用元である『大分県沿革略史』は調査したが同名の文献は見つからなかった。内容が同じと思われる文献が先述した佐藤（1914）である。なお，大分県下の教育については史料を欠き実態が不明であるため，まだ史料

調査中の段階であるが本研究では「大分県小校課業表」「京都小學課業表」両者における英語教育の関連性は薄いと考えている。

次に、保坂 (2014a, 2014b) の岡山県朝日高等学校の前身校である一番小学 (その前の名称は「普通学校」) に関する主張を検討する。保坂 (2014a) には以下のように記述されている。

文部省督学局 岡山県の関係者を叱り飛ばした。

①一番小学は小学校とは言えない (下線原文)

②洋学をやるのはよくないと非難

③教則を変更せよ (p.11)

保坂 (2014b) は「対象は 12 歳から 22 歳までであるから、中学校レベルの学校であった」(p.29) と岡山県朝日高等学校の前身校が中等教育機関であったと記述している。同校は小学校と主張していたが元来小学校ではないのである。また (『岡山朝日高等学校の生い立ち、戦前篇』, p.11) の記述内容を以下のように述べている。

明治 6 年 8 月、文部大丞の長三洲が来岡し、「第一番小学」の不都合を指摘した。長の報告を受けた文部省督学局は、一番小学は小学校とは言えず、専ら洋学が行われているのではないかと非難した。(保坂, 2014b, p.29)

上記の記述が、分類番号 3.2 文意を変えてしまう問題点：引用文から必要部分を削除することに該当する、つまり『第一番小学』の不都合を指摘した理由や「岡山県の関係者を叱り飛ばした」内容が削除されてしまっていることを確認したい。実際の記述は以下の通りである。

明治六年 (一八七三) 八月、文部大丞の長茅が来岡して、岡山市街の諸校を巡視し、「委託

金」の全てを、「第一番小学」と改称された洋学校の教授等の給料その他の雑費に用いたこと、管下より取り立てた課金の三分の一を使って一番小学の経費の不足を補い、余りを各区の小学校の経費にあてる、このことの不都合を指摘した。…一番小学は小学校とは言えず、専ら洋学修業がおこなわれているのではないかと非難し、「委託金」は小学区民の民力の不足を扶助するものであり、使用に偏重があつてはならず、「**変則ノ一校ニ全額ヲ費シ、尚又他学区ノ課金ヲモ遺潰シ候テハ、全ク学制ノ趣意ニ戻リ、甚以不都合ノ次第候**」と、**旧岡山県の関係者を叱り飛ばした。**(校史編纂室, 2004, p.11) (太字筆者)

文部省は小学校の早急な展開を求め、中学校のことは二の次としたので、文部省にそっぽを向かれた中学校の経営は厳しく、特に財政面での支えは何もなかった。「学制」のもとでは、学校経営は原則として民費によることになっており、不足分は国庫が補助し、これを「小学扶助委託金」と言った。これがこれまで書いてきた「委託金」であり、それを旧岡山県では、**洋学の普及のために流用しようとして叱られてきたのであった。**(太字筆者) (同上, p.13)

洋学校としての普通学校を維持しようとするれば、寄付金などで賄わねばならない。そこで旧岡山県の官員であった西穀一は、国庫からの補助金、当時はこれを「委託金」と呼んだが、これをどうすれば使用できるかを考え (後略) (同上, p.9)

このように、叱り飛ばした内容は「委託金」の用途についてであり、洋学を教えていたこと自体に

ついて叱り飛ばしたのではないことは明らかである。それにもかかわらず、保坂 (2014a, 2014b) は「叱り飛ばした」内容が「委託金」の用途についてであることには一切触れていない。「中学校」(但し、附属小学校もあった)を「小学校」と偽って、「委託金」の全てだけでなく、各区の小学校の経費にあてるべき課金の三分の一をも一番小学の一枚に用いたことの不都合が指摘されたのである。「それ〔委託金〕を旧岡山県では、洋学の普及のために流用しようとして叱られてきたのであった(〔〕内筆者)」などの記述を削除してしまうことによって他の箇所解釈が変えられてしまうという問題が生じている(分類番号 3.2 文意を変えてしまう問題点: 引用文から必要部分を削除すること)。上記のことを理解すれば「一番小学の教則の変更を求め、『学制』百七十七条(官立中小学校の設立)か百七十九条(私学私塾の開業)にもとづいて伺い出よ、と指示した」(校史編纂室, 2004, p.11)意図は、「委託金」を使用するのであれば、「官立小学校の設立」を願い出て、内容も小学校に準拠したものにするべきであり、教授内容を変更しないのであれば「委託金」使用をあきらめて「私学」にせよということであったことが明らかになる。このことについては、文部省は学制実施にあたって着手の順序を定めており、明治 5 年 6 月 24 日太政官指令(国立公文書館蔵)の第一に「厚クカヲ小学校ニ可用事」とあるように「小学校設置」が優先されていたことも考慮されるべきである。この岡山県朝日高等学校の前身校は本来小学校ではない学校である。また、岡山県普通学校には明治 4 年に福沢諭吉の門下生である福沢英之助が派遣されており(慶応義塾, 1969, p.181)、大分県での長の発言を考慮すると福沢諭吉の学校への影響も無視できないと考える。この引用は分類番号 3.1.1VI マクロな視点の重要性: 全体を視野に入れるべきことも含んでいる。

以上のことを踏まえると、強制の理由は洋学が原因とは言えない。また、保坂 (2014b) は「対象は 12 歳から 22 歳までであるから、中学校レベルの学校であった」(p.29)と岡山県朝日高等学校の前身校が中等教育機関であったことを述べており、文部省督学局も、一番小学は小学校とは言えないことを問題としているのであるから、名称が小学校であるからといっても一番小学の事例を根拠として、「小学校における文部省による強制」を主張できるかは甚だ疑問である。小学校ではない学校が小学校であると偽って、「委託金」の全てだけでなく、他の小学校の経費を三分の一も使用したことが問題とされたのである。その事例が「小学校における文部省による強制」の根拠となるとは思えない。しかしながら、保坂 (2014b) は「学制を強制した。その実態の詳細を岡山県の例を紹介する中で再確認したい」(p.29)「岡山の例から窺えるのは、当時の文部省の学制施行が強制的に行われたということである」(同上)と述べている。なお「普通学校は、わずか 1 年少しの存続であった。他にも、新潟でも同様の報告(唐澤富三郎, p.197)がなされている」(同上)と記述されているが、同書に同様の記述は見当たらない。

大阪府での調査における北濱学校日誌(開平小学校蔵)の調査史料のなかにも長三州の視察に関する記述が見られた。明治 6 年 6 月 16 日に、東十五区学校(後の道修小学校)を視察したとする記録である。大阪府では同年 10 月 24 日から新しい教則を実施したという記録も見られるが、この新しい課業表は内容の変更はあったが従来の「読書・暗誦・習字・算術」の分類法のままであり、明治 9 年 3 月 2 日まで、この課業表に沿って学習が続けられた。また、東大組第十三区小学校(北濱学校)は、明治 5 年 8 月 1 日の創立時以来実施していた「欧語三百言」を含む課業表を明治 6 年 6 月に一度改定している。これは長三州の視察があ

った時期である。しかし、改定後の課業表にも「欧語三百言」は含まれている。山口県でも「明治六年十月文部大丞長茨（ひかる・号、三州）来視報告書（抄）」（豊浦小学校百年史編集委員会、1972、p.209）に続く「明治七年七月 小学校需品の分配長官布達」とある書籍リストの筆頭には『英吉利単語篇』が記載されている（同上、pp.215-216）。さらに時代が下って明治8年6月に、鹿児島県では変則小学校規則24カ条を制定したが、その変則小学校学科課程表には「英仏獨」と語学が含まれている。（鹿児島県教育委員会、1961、pp.19-20）。これらの実例を見て来ると、明治初期の文部省による学制の強制は強いものとは思えず、また「洋語学習」が「学制強制」の基準となったかは疑問である。

保坂（2014b、p.27）に引用された別の例示の問題点を挙げる。「学制に沿わない場合は、強制的に変更させた」の後に続く「こういう強制に対して各地では反学制のストライキが起こった。その様子を『山形県史』は以下のように述べている（太字筆者）（p.166）」という引用文は学制の強制に対するストライキであるとは記述されていない。「財政負担の重さ、教科内容の非日常性などから」（山形県、1984、p.166）と記述されているのである。また、この記述に「山形県はこの中には入っていない」と続いているが保坂（2014b）では削除されている。さらに、この後に記載の「七五年の米沢の動き」という紹介例には「学制を無視し明治五年六月の『置賜県学則』で展開した」と米沢のことが記述されている（山形県、1984、p.167）。このことから、米沢では七五年（明治8年）まで学制を無視して旧カリキュラムを実施していたことがわかるが、保坂（2014b）はこの記述には言及していない。

伝記や回顧録に記述された実際の学校の様子からは学制を強制されていない多くの実例が見られ

ることも、保坂（2014b）の「文部省による学制の強制」という主張とは矛盾するものである。数例の事例で全体を判断するのは危険であり、少なくとも保坂（2014b）の例示する事例はその主張を支持するのに適切とは思えない。

次に「文部省による学制の強制」が英学が「実際には実施されなかった可能性がある」と主張する根拠となるかどうかに関して保坂（2014b）の以下の主張を検討する。

文部省の学制の強制のところで述べたように、各府県が独自に学校を運営していたとしても文部官僚の調査により強制的に教育課程の変更を強いられた。もし独自の教育課程が実施されていたとしても上級進学者が出て彼らが英学を学ぶ前に、強制的に教育課程の変更を強いられた可能性は十分考えられる。そうであれば、たとえ英学を含んでいる教育課程があったとしても、それは実際には実施されなかった可能性がある。また、実施されたとしても文部省官僚の査察が終わる時期までの短期間であった可能性が高い。（p.35）

明治6年から明治7年にかけて文部省は役人を現地に派遣し、学制を強制した。（同上、p.37）

この保坂（2014b）の主張は「文部官僚の調査により強制的に教育課程の変更を強いられた」ことが前提条件である。だが、保坂（2014b）の主張とは反対の「文部省官僚の査察が終わった後も」「強制的に教育課程の変更を強いられていない」事例が数多く見られる。ここに挙げたのはそのうちの数例に過ぎないが、上記のように山口県では明治7年7月に小学校需品として『英吉利単語篇』が分配されている（豊浦小学校百年史編集委員会、1972、p.216）。特に鹿児島県の明治8年6月時点で定め

た規則に「英仏獨」と語学が含まれていることは、この前提条件を否定している。この項で示した事例からもわかるように、保坂 (2014b) の主張は結論を導くための前提条件が成立していない。明治5年8月2日公布の太政官布告第214号 (太政類典, 国立公文書館蔵) 学制第27章に小学教科の選択科目として「外國語學ノ一二」があることから明らかであるが、元来文部省が、小学校で外国語を教えるはいけないという方針であったことを示す史料は管見の限りでは見当たらない。文部省の選択科目「外國語學ノ一二」を含む学制が強制されたのであれば、それを理由として「英学は…実際には実施されなかった可能性がある」という結論にはならない (分類番号 3.9 論理の矛盾)。学制においては教育の実際の運用は府県に一任されており第七章に「地方官 (中略) 区分スヘシ」や第二十七章に「其地ノ形情ニ因テハ」あるいは第九十八章「其他幾様ノ便宜ハ土地ノ事情ニ随フヘシ」という記述が見られる。明治五年九月八日文部省布達番外には「今其毎級課業授ケ方ノ一例ヲ舉テ左ニ示ス尤一般必行ノモノニハ非ズト雖モ各其地其境ニ随ヒ能ク之ヲ斟酌シテ活用ノ方ヲ求ムベシ」 (太政類典, 国立公文書館蔵) とある。海後 (1981) は次のように述べている。

小学教則を必須のものとはしないで、その地その境に従ってこれを斟酌活用させるべきであるとしている。したがって文部省は、学科課程及び学科程度を一定する方針ではなかった。どのような教則を公立小学校に実施するかどうかは、各地方の自由に任せてあったのである。 (p.227)

これらの学制の規定も、徹底した学制の強制を疑問視させるものである。

4.11 公立か私立か

保坂 (2014a) では「私学か公立か 個々を丁寧に調べないといけない」 (p.4) という示唆がなされているので、回答する。本研究の対象学校は、明示しているように学齢児童が学ぶ公立学校、及び後に公立学校となるその前身校である。明治初期における小学校において、公立か私立かの捉え方は曖昧であるが、本研究においては明確に区別しており、公立・私立を混同して引用した学校例はない。本研究では「個々を丁寧に調べており」、この示唆は本研究には該当しない。

明治7年8月29日文部省令第22号 (公文録, 国立公文書館蔵) によって学校名称を区別するようにと達せられるまでは公立・私立の区別は明確ではなかった。私立学校と公立学校との相違点は私立学校の場合は学校費用出資者が一人あるいは複数人であり、公立学校の場合は僅かではあっても公の小学委託金があるという点である。文部省年報においても、例えば明治6年と明治7年の愛知県及び岐阜県ではわずか1年で公学と私学の比率が逆転している (文部省第一年報, 東京大学附属図書館蔵及び文部省, 1876, p.3)。両県における史料調査の結果を考慮すると、これは実際のそれぞれの学校数が増減したのではなく定義が曖昧であったためと解釈する。このように明治初期における、公立と私立の境界線は曖昧であった。それを、ことさら保坂 (2014a) は重要視している。

また、保坂 (2014a) に挙げられているのは東京都の例であるが「公立小学校設立に関して、東京は他府県と異なる特徴を示し、「明治6年2月の『中小学創立大意』で…十八校の公立小学校を起すと共に『当時迄有来ノ学舎ハ其儘相用ヒ』…と定め、少数の、^マ公立と多数の家塾という方式を打ち出した」 (東京都文京区教育委員会, 1983, p.115) と田畑 (2010, p.32) において東京府の方針を紹介した (回答; 2.4.1 公立小学校の設立に際しての

寺子屋の扱い)。従って1例を挙げてそれを他の府県全てに適用するのは問題がある。加えて、学制頒布時においては教育の実際の運用は府県に一任されており、全国の教育が全く同じと言うような画一化は未だされていなかったことを考慮すべきである(分類番号3.1.1VI マクロな視点の重要性:全体を視野に入れるべきこと)。

なお、保坂(2012a)が、英語教育実施例として挙げている私立関山小学校の学校史の記述(p.6)には誤りがあり、例えば「神東小学校は明治33年3月閉校」(同上)と記述しているが、現存しており、また、同校は関山小学校の継承校でもない(田畑, 2010, p.35)。

前述したように保坂(2014a)で「私学か公立かを丁寧に区別するべきである」(p.4)と示唆する一方で、保坂(2014b)の「先行研究の分析」の章では「公私の区別はそれほど重要な意味を持っていなかったのかもしれない」(p.31)としており、このように保坂(2014a, 2014b)の先行研究分析の基準には一貫性の欠如が見られる。

4.12 「当時の小学校の定義：中学の予備校」は正しいか

保坂(2014a, p.3)は「(3) 当時の小学校の定義」として以下のように述べている。

(3) 当時の小学校の定義

正則と変則

学制実施直後の変則小学校は、私立小学校の別名でもあったらしい(『東京の初等教育』, p.10)。

中学の予備校

(開智学校)「英学課はすでに『中学』と呼ばれており、未分化ながら中等教育の萌芽と見える存在であった」(『松本市史』, p.201)

上記の問題点のひとつについては4.11で前述した。東京は他府県と異なる特徴を示している(田畑, 2010, p.32)のだから、東京の例を挙げて全体を定義することはできない。(回答; 2.4.1 公立小学校の設立に際しての寺子屋の扱いの倉沢の分類)。開智学校英学課がすでに『中学』と呼ばれているのであれば、同校は小学校ではなく中学校であろう。開智学校英学課在籍生徒の年齢構成については、年齢層の高いことを田畑(2013a, p.150)で示した。従って、開智学校英学課の例を基に「当時の小学校の定義 中学の予備校」とは言えない。保坂(2014b)でも、「4.3 当時の小学校の実態」として「4.3.2 中学校課程の一部か」と述べている(p.31)。この主張や実態を主張するには、客観的なデータや根拠が明示されるべきである。ほとんど全ての小学校が「中学の予備校」であるのなら、その主張を支持する根拠を明示するべきである。特殊な例を根拠として全ての「当時の小学校の定義」とはできない。

保坂(2014b)の主張する「中学の予備的な学校」「中学校の予備教育の意味合いが強く」「実際は中学校の予備校的要素が強く」「中学校への予備的な要素を持っており」(p.32)について述べる。このいずれの主張にも根拠がない。これらは用語の意味も曖昧である。だが、それがすなわち年齢層が高いという意味で主張している進級学校(保坂, 2014b, p.32)、金沢中学校正則小学部(同上)に関する保坂(2014b)の主張の問題点については先述した(4.2及び4.3参照)。

三重県の養正小学校については、既述したように保坂(2014a, p.12)は、田畑(2013b)が引用した記述から必要部分を削除しており、分類番号3.2 文意を変えてしまう問題点：引用文から必要部分を削除することという問題点が見られた。すなわち、田畑(2013b)が「英語科が置かれ」(p.94)

と明記している「英語科」のことには触れず「これは小学校内に設けられた英語科の生徒のことではなかろうか」と保坂(2014a)の意見として表記していたのである。一般的には生徒の年齢がかなり高いことが予想される(保坂, 2014b, p.32)と記述された「一般的には」という根拠は本研究を否定するには曖昧な根拠である。保坂(2012a, 2012b, 2014a, 2014b)の研究は本研究とは定義や判断基準が異なるという問題もある。

生徒の年齢がかなり高いという予想(保坂, 2014b, p.32)に反する実例を一つだけ挙げる。前述の伏木小学校にも英語科があったが、同校で明治6年に英語を学んだ高辻喜作氏のその時の年齢は学齢の範囲内の12歳あるいは13歳であった(法輪寺所蔵史料をもとに計算)。

保坂(2014a, p.3)の主張する「当時の小学校の定義：中学の予備校」の問題点を挙げる。第一に少数の事例を根拠として小学校全体を定義することはできない。第二に、小学校全体が中学校の予備校であるのならば、『庶民の多くは下等8.7.6級で留まり、それ以上進むことはかなり困難だった』(水原, 1997, p.33)と述べ、上級へ進級することの困難さを指摘している」ことを根拠に挙げ、上級生が非常に少ないと述べている保坂(2014b, p.34)の主張と矛盾する。第三に、「かなり年齢の高い生徒が対象で、目的も小学校教育ではなく、中学教育への準備教育であった」(2014b, p.32)例は、保坂(2012a, 2012b, 2014a, 2014b)が研究対象としている中等教育機関の例であり、それを根拠に主張するのであれば、本研究の判断基準では、それは「小学校の特徴」ではなく「中学校の特徴」である。

保坂(2014b)は「当事者である生徒や先生の回想があって初めて「歴史的事実」として認定すべきではなかろうか」(p.36)と述べている。筆者は、保坂(2014b)が主張する「中学の予備的な学校」

(p.32ほか)ではない普通の公立小学校で英語教育を受けた人達の回想を提示している(田畑, 2014a, p.24, p.25)。

5. 保坂(2014a, 2014b)における「先行研究からの示唆」等に対する回答

保坂(2014a, 2014b)は、本研究に対して以下のような示唆を提示しているの、それらに回答する。

- 1) 明治初期は小学校と言っても一括りにはできない
- 2) 明治5年の学制頒布以降の推移を調査すべきである
- 3) 対象人数, 教授法, 教科書の調査の必要性
- 4) 時期の明確化
- 5) 対象生徒
- 6) 裏付け調査の重要性

以下に回答を述べる。

1) (分類番号3.8 比較する対象の条件を揃えるべきこと)で簡単に述べたが、保坂(2014b)は「先行研究 [=筆者田畑の研究] の分析」の章で「この時期の教育を論じる場合、小学校という名称で一括りにするのが難しい。個々の事例研究であれば意味をなすが、定義を曖昧にしたまま、また、実施時期を曖昧にしたまま、明治初期の公立小学校ということで一括りにするのは難しいように思われる」(p.31)と記述しているので、それに回答する。本研究では研究対象の学校や児童年齢及び対象時期を明示し、定義も明らかにしている(註1参照)。

明治5年8月2日公布の太政官布告第214号(太政類典, 国立公文書館蔵) 学制において、第29章で中学生年齢を「下等中学八十四歳ヨリ十六歳マテ上等中学八十七歳ヨリ十九歳マテニ卒業セシムルヲ法則トス」と規定しているように、14歳

以上は中学生である。名称は小学校でも、生徒年齢層も高く、実質は中等教育機関という学校もある。第 27 章の小学教科「外国語学ノ一二」は選択科目だが、第 29 章の中学教科は下等、上等ともに「外国語学」を含むことから、中等教育機関であれば英語教授があっても当然である。このような見地から、本研究では、本来は中等教育機関である学校を小学校としては扱っていない。

保坂 (2012a, 2012b, 2014a, 2014b) が研究対象としているような中等教育機関は本研究の研究対象には含めておらず、それらの中等教育機関を本研究の対象に含めない理由をそれぞれ明示している。保坂 (2012a, 2014a, 2014b) が例示している学校には、沼津兵学校附属小学校 (18 歳以下が小学生) (保坂, 2012a, p.5) 開智学校英学課 (筆者の論文で調査した年齢構成を发表済み) (保坂, 2012a, p.5) 山口の鴻城学舎 (山口変則小学) や巴城学舎 (萩変則小学) (註 2 参照) (保坂, 2012a, p.5 ; 2014b, p.32) などがあるが、これらの学校を本研究の対象に含めない理由は以下の通りである。

沼津兵学校附属小学校：明治元年十二月廿日制定の兵学校附属小学校掟書 (金沢市立玉川図書館近世史料館蔵) 第五条に「小学修業ハ年期無之事」と規定されていた。明治三年正月改正の静岡藩小学校掟書 (沼津市明治史料館所蔵) 第三條にも 18 歳以下は小学生、19 歳以上は小学員外生と称するとあることから 18 歳までの生徒を小学生とみなしていた事がわかる (田畑, 2010, p.30)。2010 年時点では学齢児童の比率が不明だったため小学校として扱わなかった。

開智学校英学課：「田畑 (2010) では、在籍生徒の年齢層が高いのではないかと推測されたため調査の対象外としたが、佐藤 (1996) によると生徒には成人の学校教員も含まれており、判明したもののだけでも最年少 11 歳 (1 人) から最年長 27 歳

までと年齢層の高い (p.56)」(田畑, 2013a, p.150) のは推測通りで「内訳は 11 歳 1 人, 12~15 歳 : 6 人, 16~20 歳 : 10 人, 21 歳以上が 4 人」(同上, p.154) である。

山口の鴻城学舎 (山口変則小学) や巴城学舎 (萩変則小学) : 筆者の複数の論文において両校が本研究の対象である初等教育機関ではなく対象外である中等教育機関であることを既に詳述した (田畑, 2010, pp.6-7 ; 2012b, pp.85-86 など, 註 2 参照)。

上記以外で保坂 (2014a, 2014b) が対象としている学校に岡山県普通学校がある。この学校について「岡山県 (中略) 普通学校 (中略)。対象は 12 歳から 22 歳までであるから、中学校レベルの学校。岡山県は普通学校の閉鎖を避けるために、(中略) 校名を「第一番中学区第一小学」、学科を「小学」とした」(保坂, 2014b, p.29) と述べているのであるから、本研究の判断基準ではこの学校は小学校ではなく、中学校である (4.10 参照)。上記の本研究における主張から明らかのように、本研究においては上記に述べた学校は小学校ではなく中等教育機関と判断し、研究対象外であると明記している。本研究の判断基準では「小学校という名称で一括り」にしているのはむしろ保坂 (2014a, 2014b) の主張である。このように保坂 (2012a, 2012b, 2014a, 2014b) の研究は本研究とは定義が全く異なり研究対象も異なる。

2) 田畑 (2010) で取り上げた各府県の学課表に関しては、英語を含む学課表と、英語が学課表からなくなる学課表を各県毎に示し、その推移から英語教授期間を明らかにした (第二冊資料編, pp.46-123)。従って、明治 5 年の学制頒布以降の推移は調査済みである。

3) 英語学習者数の少なさについては、明治期を通じて英語学習児童の数は少ないのであるからこれをもって一般化はできない (田畑, 2009) ことを示しており、小学校において英語を学習する児

童数の割合は低く、普及率は明治期において最多の明治35年でも7%であった(田畑, 2010, p.12)のであるから、対象人数の多寡は問題にはならないと考える。英語教授法については紙幅の関係で詳述できないが、既に複数の論文で記述した(田畑, 2010, p.28, p.66, p.67; 2012a, pp.94-95; 2012b, p.94)。調査対象書籍270冊(田畑, 2010, p.60)を選び出し調査し一覧表にまとめ、その結果は部分的に発表した(田畑, 2010, 第二冊資料編 pp.34-38; 2013b, p.109)。

4) について対象時期は明確に示している。4) 及び5) に関しては(分類番号 3.8 比較する対象の条件を揃えるべきこと)が回答となる。なお、保坂(2012a, 2014a, 2014b)が主張している根拠は本研究が対象としていない学校や時期である。6) 本研究においては、裏付け調査の重要性は十分に認識して誤った根拠を提示しないよう心がけている。

上記から明らかのように、保坂(2014a, 2014b)における「先行研究からの示唆」全ては本研究に該当するものではない。保坂(2012a, 2012b, 2014a, 2014b)の主張の分析から、保坂(2012a, 2012b, 2014a, 2014b)の判断基準は大きく異なることが明らかになった。従って、その主張を解釈するには異なった判断基準であることを認識して理解する必要があるということが判明した。

6. まとめ

本稿では、保坂(2014b)が「明治初期の学校教育をマクロの観点から俯瞰することをまず行いたい」と記述し(p.28)「裏付けを取る」(p.34)ことを重視している保坂(2012a, 2012b, 2014a, 2014b)の研究を上記の点に留意しながら分析した。田畑(2009~2014c)に関し、保坂(2014a, 2014b)が所論を示しているが、その中にはそれらを引用

したとする文献にもその他の文献にも引用文が全く見られないものもあることが判明した。筆者が実在する史料に基づき発表している主張に対して保坂(2014a, 2014b)が存在しない根拠に基づき疑義を呈していることも判明した。これらの行為により田畑(2009~2014c)の成果が疑問視されていることは田畑(2009~2014c)の論点の妥当性に関わるものである。ひいては「明治初期の公立小学校における英語教育の研究」という分野への信頼を損なうものであり、緒に就いたばかりのこの研究を後退させる恐れもあると考える。

そこで、保坂(2012a, 2012b, 2014a, 2014b)の分析結果を踏まえて保坂(2014a, 2014b)が呈している疑義を検証した結果、田畑(2009~2014c)には問題がないことが判明した。保坂が主張している根拠の引用方法や根拠自体に問題があり、前提条件が成立していない主張も見られる。さらには、保坂(2014a, 2014b)が主張する先行研究からの示唆は5.で述べたように田畑(2009~2014c)が明確に定義していることや既に調査済みであるものであり、主張している研究対象が田畑(2009~2014c)と異なるものであることが明らかとなった。その、条件が異なる比較対象を根拠として田畑(2009~2014c)に疑義を呈しているものも多いことが判明した。保坂(2012a, 2012b, 2014a, 2014b)は3.で述べたように存在しない引用や間違いのある論文主張を論拠に含む研究手法である。従って、田畑(2009~2014c)とは異なる研究手法、研究判断基準、研究対象、研究対象時期である保坂(2012a, 2012b, 2014a, 2014b)が、文献・史料調査結果に基づく田畑(2009~2014c)の成果に疑義を呈することはできない。上記からもわかるように、保坂(2012a, 2012b, 2014a, 2014b)の研究と田畑(2009~2014c)は異なる分野であるが、田畑(2009~2014c)を分析したとする主張があるため、それに回答した。

保坂 (2012a, 2012b, 2014a, 2014b) には、本稿で述べなかった問題点も存在するが、紙幅の都合で全部を取り上げることはできないため論証に必要なもののみを取り上げた。

本稿において、筆者がこれまでに実施してきた調査結果を示し、ここに、保坂 (2014a, 2014b) による主張の真偽を明らかにできたことは、教育史研究分野で誤った主張が定着しようとしている現在において意義のあることと思われる。

(付記)

下記引用文献の他に各学校沿革史、公文書、自伝を参照しました。本研究のために史料閲覧を許可して下さった史料所蔵者及び施設の皆様に深く感謝申し上げます。史料解説には内堀睦夫氏の助言を得ました。ここに感謝の意を表したいと思います。本稿では保坂氏の主張の分析のために小説を参考文献に含めたが、本研究では、小説を史料としては扱っておらず、西川祐子 (1986) 『花の妹：岸田俊子伝』新潮社を西川氏の紹介のために、過去に参考文献に含めたことがあるだけであり、また、筆者の過去の論文からの引用文は引用の方法等を本稿と統一したことと引用が多い性質上、理解を容易にすることを優先し引用の形式を一部変更したことを付記します。

註

- 1 本研究の研究対象時期は「明治元年から10年頃まで(中略)特に学制頒布前後」(田畑, 2010, p.1 [ほか])であり、研究対象は公立小学校および公立小学校へと発展していったそれらの前身の学校(中略)学制期における小学校児童学齢である6歳から14歳とほぼ同年齢の児童が学ぶ学校およびコース(田畑, 2010, pp.1-2, 田畑, 2012, p.101)。
- 2 田畑 (2012b, p.85 [ほか])でこの通説を紹介し、松村(1992)が記述している山口鴻城、巴城両学舎を史料調査の結果に基づき検証し、山口鴻城、巴城両校の生徒は小学生では無かったことを論証した。
- 3 伏木図書館にも同史料写しが所蔵されている。
- 4 本章では、本稿のタイトルである明治初期京都番組小学校に絞って述べる。なお、番組小学校とは、京都府史料(国立公文書館蔵)に「會議所ノ失費ヲ以學校ノ費用トシ、議事ハ勿論區内ノ事務一切校内ニテ取扱ヘシ」と記載されて

- いるとおり、會議所を兼ねた学校で、明治2年5月21日に開校した柳池小学校に続いて同年に京都市内に開校した64校の小学校のことである。
- 5 同書は約270冊の教科書調査の過程で確認されたが、文部省(1972)には明治6年11月准刻として記載されている(p.163)。なお当時は「教科書」という定まった書物があった訳ではない。従って英語に関しても「英語教科書」という名称では存在しなかったが、便宜上「教科書」と記述している。
- 6 それより以前の2008年7月に神田外語大学附属図書館に『学校必用英語一百言』の所蔵調査と閲覧許可を依頼したが、同館に所蔵はないという回答だった。だが実際は同館に所蔵されていたと判明した。
- 7 『学校必用英語一百言』と『通俗英吉利単語篇』『英単語篇増訳』の日本語意味などの比較一覧表を(田畑, 2013b, p.109)で示した。
- 8 このように、筆者により既に発見され、明らかにされている『学校必用英語一百言』を、筆者から同書のコピーを提供された「京都市学校歴史博物館学芸員が所蔵を突き止めた」(2010年1月15日付読売新聞)と発表していることは問題である。保坂(2012b)は上記の記事を読んで「読売新聞の記事を発端にして明治初期における番組小学校の英語教育について調べてみた」(p.46)と述べている。それにも拘らず、筆者が既に2009年以降の学会発表や複数の論文(田畑, 2009; 2010; 2012a(3月); 2012b(5月))で明らかにしているこの『学校必用英語一百言』等に関して「明治4年8月改訂の小学課業表に英語やドイツ語の単語を学習する暗誦という教科があること、『英語一百言』という教科書が用いられていたことなどを明らかにしてきた」(保坂, 2012b, p.46)と保坂氏が明らかにしたと主張することはできない。
- 9 京都で出版された『学校必用英語一百言』が京都番組小学校の教科書であったことを示すために、装訂がほぼ同じである京都番組小学校で使用されていた『学校必用珠算楷梯』(明治6年)(元京都市立(修道)小学校所蔵、京都市学校歴史博物館管理)の史料も掲載した(田畑, 2010, 第二冊資料編 p.88)。
- 10 銅駝小学校校舎が銅駝中学校に転用された経緯は「昭和22年5月：銅駝小学校となる。銅駝中学校併設される。昭和23年3月31日：新制中学校独立校舎転用の為廃校となる」(銅駝尋常小学校の成形と終末の過程、井川富夫氏蔵)と記録されている。新制中学校ができることになり、市内の小学校のうちの何校かが中学校になった。銅駝中学校もそのうちの1校である。保坂(2014a, p.1)は期成小学校(徳島市)について、小学校の建物であった校舎が師範学校の所有になっただけで、後に師範学校になった小学校であると主張しているが、本研究ではそのような判断基準は認めていない。
- 11 提出は2009年12月17日。
- 12 「下等小学ハ六歳ヨリ九歳マテ上等小学ハ十歳ヨリ十三歳マテニ卒業セシムルヲ法則トス」(太政官布告第214号学制第27章：太政類典、国立公文書館蔵)。
- 13 書籍はまだ量産されず高価であったため、生徒一人ひとり全てが所有できるものではなかった。
- 14 この書籍リストの引用元の「明治七年、小千谷校入費詳細簿」は小千谷小学校に所蔵されている。その史料中では、明治7年末までに小千谷校で購入した書籍類とその代金が

記録されている

- 15 これは岸田 (1986) 添付の小冊子に記述されている。同書は小説ではない岸田俊子の自伝であるが、自伝は明治 16 年から書起こされているため、同氏の小学校及び中学校時代のことは含まれていない。
- 16 当時の赤穂小学校の校長先生は「立命館大学の保坂教授からの電話に対し『英語教育は無かった』と返答した」と述べている (2012 年 10 月 3 日談)。
- 17 同書は、上・中・下巻があるが、保坂 (2014b, p.38) にはいずれかが示されていない。そこで全てを調べたが、該当する記述はなかった。
- 18 別の文献の間違いかと思われるが、その引用文にも問題が存在する。
- 19 原本には「但シ十三歳以下ト雖モ従来就学鋭敏ノ者ハ此科ニ属ス」とある記述を群馬県教育史研究編さん委員会 (1972) は「十歳」と誤って記載している (p.281)。また、同書には「右十歳ヨリ十三歳ニイタル (上等小学)」p.280 と記載されているが原本に (上等小学) という文字はない。

引用文献

- 赤穂小学校百年史編纂委員会 (1972) 『赤穂小学校百年史』赤穂小学校百年史刊行会。
- 青山霞村 (1996) 『山本覚馬』大空社。
- 朝日新聞東京本社社会部 (1976) 『多摩の百年』朝日新聞社。
- 芦田松太郎 (1939) 『明倫誌』京都市明倫尋常小学校。
- 調布市百年史編さん委員会編 (1968) 『調布市百年史』調布市。
- 調布市市史編集委員会 (1982) 『調布市教育史』調布市教育委員会。
- (1986) 『行政史料に見る調布の近代』調布市。
- (1997) 『調布市史 下巻』調布市。
- (2000) 『図説調布の歴史』調布市市史編集委員会。
- 調布市総務部総務課歴史資料係 (2008) 『御留留 4』調布市。
- 中部西小学校創立百周年記念事業実行委員会 (1979) 『百年史』四日市市立中部西小学校創立百周年記念事業実行委員会。
- 中立百年誌編集委員会 (1969) 『中立百年誌』中立小学校創立百周年記念委員会。
- 不二出版編集部 (1986) 『本郷だより 第 14 巻』不二出版。
- 伏木尋常高等小学校 (刊年不明) 『港の学校』伏木小学校。
- 群馬県教育史研究編さん委員会 (1972) 『群馬県教育史第一巻 (明治編上巻)』群馬県教育委員会。
- 花井信、三上和夫 (2005) 『学校と学区の地域教育史』川島書店。
- 狭間直樹 (2008) 「番組小学校の創設と「万国公法」—京都文化の国際性こみる山本覚馬の役割についての考察—」『京都産業大学日本文化研究所紀要』12・13, 8-34。
- 樋口雄彦 (2005) 『旧幕臣の明治維新 沼津兵学校とその群像』吉川弘文館。
- (2007) 『沼津兵学校の研究』吉川弘文館。
- (2012) 「学制期諸県に及んだ静岡藩小学校の影響」『国立歴史民俗博物館研究報告』167, 143-167。

- 保坂芳男 (2012a) 「明治初期の小学校英語教育に関して：京都市番組小学校の例を中心に」(日本英語教育史学会関西例会口頭発表資料)。
- (2012b) 「明治初期における小学校英語教育：京都市番組小学校の場合(1)」『北陸英学史研究』第 12 輯, 42-47。
- (2014a) 「明治初期における小学校英語教育：京都市番組小学校の例を中心に (3)」日本英語教育史学会第 30 回全国大会発表資料 (2014 年 5 月)。
- (2014b) 「京都の番組小学校における英語教育に関する一考察：先行研究の分析から見えてくるもの」『人文・自然・人間科学研究』32, 25-39。
- 茨城県教育会 (1958) 『茨城県教育史 上巻』茨城県教育会。
- 井原政純 (1996) 「旧神奈川県郷学校と寄場組合村との関連について」『国士館大学文学部人文学会紀要』29: 17-31。
- 石川松太郎 [ほか] (1984) 『図録日本教育の源流』第一法規出版。
- 石山秀和 (2016) 日本教育史学会第 602 回例会発表資料 (2016 年 5 月)。
- 伊丹市史編纂専門委員会 (1972) 『伊丹市史第 3 巻』伊丹市。
- 影山昇 (1966) 『静岡県における明治前期の中学校に関する史的考察わが国にみる中学校教育の発達過程との関連において静岡県学校史研究』影山昇。
- 鹿児島県教育委員会 (1961) 『鹿児島県教育史 下巻』鹿児島県立教育研究所。
- 海後宗臣 (1929) 「京都柳池校を訪ねて」『明治文化』5-11, 23-27。
- (1930) 「明治初年に於ける初等教育の諸相」『教育思潮研究』第四巻第一輯, 目黒書店。
- (1981) 『海後宗臣著作集 第八巻 日本教育史研究 II』東京書籍。
- 開校百周年記念事業実行委員会記念誌部会 (2000) 『新しい世紀へ—東京都調布市立第一小学校 開校百周年記念誌—2000 年』東京都調布市立第一小学校。
- 神奈川県立教育センター (1978) 『神奈川県教育史 通史編上巻』神奈川県教育委員会。
- 金沢市 (1919) 『稿本金沢市史 学事編 第二』金沢市。
- 唐澤富太郎 (1984) 『図説教育人物事典：上巻』ぎょうせい。
- (1984) 『図説教育人物事典：中巻』ぎょうせい。
- (1984) 『図説教育人物事典：下巻』ぎょうせい。
- 慶応義塾 (1969) 『慶應義塾百年史 付録』慶応義塾。
- 菊地純 (2004) 『西京伝新記』『開化風俗誌集』岩波書店。
- 岸田俊子 (1986) 『湘煙日記』不二出版。
- 北村勝雄 (1978) 『高遠城と藩学』名著出版。
- 狛江市史編さん委員会 (1985) 『狛江市史』狛江市。
- 校史編纂室 (2004) 『岡山朝日高等学校の生い立ち・戦前篇』岡山県立岡山朝日高等学校。
- 倉沢剛 (1963) 『小学校の歴史 I』ジャパンライブラリービューロー株式会社。
- (1973) 『学制の研究』講談社。
- 京都市 (1918) 『京都小学五十年誌』京都市。
- 京都市小学校創立三十年記念会 (1902) 『京都小学三十年史』池田保之助。
- 松本市 (1995) 『松本市史第二巻歴史編 III 近代』松本市。
- 松村幹男 (1992) 「明治初期 (明治 1-9 年) における英語教授・学習史」『広島大学教育学部紀要』2-41, 61-68。
- 松山市教育委員会文化教育課 (1979) 『伝記正岡子規』松山市文化財協会。

- 三鷹市教育史編纂委員会 (1993) 『三鷹市教育史 通史編』三鷹市教育委員会.
- 宮永孝 (1999) 「幕末・明治の英学」『社会志林』46-2, 173-228.
- 三好昭一郎 (1983) 『徳島県の教育史』思文閣出版.
- 溝口重郎 (1985) 「三鷹市明治初期の初等教育」『多摩のあゆみ』3814-22.
- 水原克敏 (1997) 『近代日本カリキュラム政策史研究』風間書房.
- 文部省 (1876) 『文部省年報 第2』文部省.
- (1879) 『文部省年報 第5』第1冊, 文部省.
- (1885) 『文部省布達全書』文部省.
- (1890a) 『日本教育史資料 壹』文部省.
- (1890b) 『日本教育史資料 参』文部省.
- (1972) 「准刻書目 明治4年10月-7年11月」『明治前期書目集成 第6分冊』明治文献資料刊行会.
- 仲新 (1962) 『明治初期の教育政策と地方への定着』講談社.
- 中島三夫 (1979) 『長三洲』中島三夫.
- 日本教育史資料研究会編 (1986) 『「日本教育史資料」の研究』玉川大学出版部.
- 西田善男 (1972) 『明治初期における三重県の外語学校』三重県郷土資料刊行会.
- 西川祐子 (1986) 『花の妹：岸田俊子伝』新潮社.
- 沼津市誌編纂委員会 (1958) 『沼津市誌下巻』沼津市.
- 沼津市史編さん委員会, 沼津市教育委員会編 (2007) 『沼津市史通史編近代』沼津市.
- 小千谷小学校史編纂委員会 (1977) 『小千谷小学校史上巻』東峰書房.
- 大府教育史編さん委員会 (1973) 『大府教育史』大府市教育委員会.
- 大分県教育百年史編集事務局 (1976) 『大分県教育百年史』大分県教育委員会.
- 大森久治 (1973) 『明治の小学校 学制から小学校令までの地方教育』泰流社.
- 大阪府立北野高等学校校史編纂委員会 (1973) 『北野百年史 欧学校から北野高校まで』北野百年史刊行会.
- 佐光昭二 (2007) 『阿波洋学史の研究』徳島県教育印刷.
- 佐藤千春 (1971) 『内町小学校沿革史』内町小学校創立百周年記念事業協賛会.
- 佐藤蔵太郎 (1914) 『佐佐志』豊國史談會.
- 佐藤玲子 (1996) 「開智学校英学課について：筑摩県における中等教育の萌芽」『松本市史研究』6, 51-61.
- 澤柳政太郎 (1980) 『澤柳政太郎全集第10巻』国土社.
- 重久篤太郎 (1976) 『地方文化 お雇い外国人 14』鹿島出版会.
- 嶋崎さや香 (2011) 「学校蔵書の形成からみた明治初期教育：愛日文庫を例にして」『リテラシー史研究』4, 1-13.
- 新村出 (1986) 『広辞苑』岩波書店.
- 小学館大辞泉編集部 (1995) 『大辞泉』小学館.
- 田畑きよみ (2009) 「明治初期における小学校英語教育の研究：教科書分析・地方教育史の観点から」日本英語教育史学会第221回例会研究会口頭発表資料 (2009年6月).
- (2010) 『明治初期の公立小学校における英語教育の研究—地方教育史・教科書調査の結果から—』(修士論文) 東京大学大学院総合文化研究科 (未公刊).
- (2012a) 「明治初期の初等公立教育機関における英語教育の研究—地方教育史・教科書調査の結果から—」『言語情報科学』10, 91-107.
- (2012b) 「明治初期 (明治元年~10年) の公立小学校における英語教育についての一考察：岐阜県高山煥章学校と他校との比較を通して」『日本英語教育史研究』27, 81-99.
- (2012c) 「明治初期の初等公立教育機関における英語教育の研究—地方教育史・教科書調査の結果から—」日本英語教育史学会第28回全国大会口頭発表資料 (2012年5月).
- (2013a) 「藩校を起源とする小学校に於ける明治初期英語教授計画の調査—日本教育史資料を基に—」『言語情報科学』11, 141-157.
- (2013b) 「明治初期の京都番組小学校における英語教授計画：他校との比較を通して」『日本英語教育史研究』28, 93-110.
- (2013c) 「銅鑄史料館所蔵史料 (京都番組小学校資料) について」日本英語教育史学会第29回全国大会口頭発表資料 (2013年5月).
- (2013d) 「明治初期公立小学校における英語教授計画の一考察—京都番組小学校の学校所蔵文書の分析を基に—」『東京国際大学論叢』19, pp.91-102.
- (2014a) 「明治初期における京都番組小学校の課業表を採用した小学校の英語教育」(1) 『日本英語教育史研究』29, 21-39.
- (2014b) 「明治初期の教科書調査から見た公立小学校英語教育の研究」(1) 『JASTEC 研究紀要』33, 73-92.
- (2014c) 「明治初期の四国地方公立小学校における英語教育について」教育史学会第58回大会口頭発表資料 (2014年10月).
- (2015a) 「明治初期の教科書調査から見た公立小学校英語教育の研究：大阪愛日文庫所蔵文書と学齡児童の英語教育を中心に」日本英語教育史学会第252回研究例会口頭発表資料 (2015年3月).
- (2015b) 「明治初期における京都番組小学校の課業表を採用した小学校の英語教育」(2) 『日本英語教育史研究』30, 25-43.
- (2015c) 「明治初期の初等教育機関における英語教育—宮崎県の場合—」全国地方教育史学会第38回大会口頭発表資料 (2015年5月).
- (2015d) 「明治初期の小学校英語教育の研究—公立学校における「英語学習者年齢」に関する一考察—」『JASTEC 研究紀要』34, 75-94.
- (2017) 「明治初期初等教育機関における言語教育計画—愛知県を事例として— (印刷中)」『言語情報科学』15.
- 高山市 (1953) 『高山市史 下巻』高山市.
- 武生東小学校 (1985) 『わが校の歴史 (資料編)』武生東小学校.
- 田中慎也 (1988) 「明治期に於ける神奈川県下公立小学校と英語 (外国語) 教育—言語教育政策史研究—」『人文科教育研究』15, 93-105.
- 龍野市史編纂専門委員会 (1985) 『龍野市史』龍野市.
- 徳島県教育委員会 (1955) 『徳島県教育八十年史』徳島県教育委員会.
- 徳島県師範学校 (1915) 『徳島県師範学校沿革略誌』小郡印刷所.
- 徳島県史編さん委員会 (1966) 『徳島県史 第5巻 通史編 近代1』徳島県.

- 東京百年史編集委員会（1972）『東京百年史 第2巻』東京都。
- 東京都（1970）『東京の初等教育』東京都。
- 東京都文京区教育委員会（1983）『文京教育史 学制百年の歩み』文京区教育委員会。
- 東京都千代田区（1960）『千代田区史』千代田区。
- 豊浦小学校百年史編集委員会（1972）『豊浦小学校百年史』豊浦小学校創立百周年記念会。
- 梅村佳代（1997）「明治初年の四日市地域における小学校創設と学区取締・朝明郡を中心として」『三重県史研究』13：31-48.
- （2006）「『学制』期の小学校創設と子どもの学習内容の検討—三重県朝明郡大矢知学校創設と伊藤家の子ども事例を中心として—」『奈良教育大学紀要』55（1），1-10.
- 山形県（1984）『山形県史第4巻』山形県。
- 山本信良（1992）「『小学校史』の図版について」『地方教育史研究』13，20-57.
- 与良熊太郎（1900）『現行教育法令第一続編』岩村田活版所。
- 養正小学校同窓会（1933）『養正 創立六十周年記念号』養正小学校同窓会。
- 吉村康（1986）『心眼の人山本覚馬』恒文社。